

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

The Indigenous People's Marine Resources Managed by the Nation State Australia : A Case from Dugong Hunting in the Torres Strait Islands

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本, 博之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001804

先住民の海洋資源利用と国民国家の管理

オーストラリア・トレス海峡諸島民のジュゴン猟を事例として

松本 博之
奈良女子大学

1 はじめに	海底地名と資源利用
2 トレス海峡諸島民とトレス海峡条約	3.3 主流社会のトレス海峡
2.1 先住民としてのトレス海峡諸島民	3.4 先住民の海の風景 (Seascope)
2.2 トレス海峡諸島の海洋資源利用と資源管理	4 国民国家の中の狩猟
2.3 トレス海峡条約 (Torres Strait Treaty)	4.1 先住民とジュゴン
3 トレス海峡諸島民の海洋資源と海洋世界 (Seascope)	4.2 ジュゴン・科学者・先住民
3.1 トレス海峡諸島民と海	4.3 先住民・保護団体・主流派市民
3.2 マビアグ島周辺のサンゴ礁および	4.4 ジュゴン猟と伝統
	5 ジュゴンの管理と国民国家——結びにかえて

1 はじめに

先住民・資源・管理という言葉はそれぞれ今日の社会にあって一定のメッセージを持っている。先住民は20世紀も終わり近くになってようやく国際機関で取り扱われはじめた少数民族をめぐる政治経済問題や人権問題の存在をよびおこす。一方、資源・管理という言葉も、地球上の資源の有限さに警鐘をあたえた宇宙船地球号論や食糧危機、あるいは近年政治や学問の世界、ひいては一部のマスメディアに頻繁に登場する持続可能な (sustainable) 開発論や生物多様性をふくむ自然保護・環境保全と響きあうメッセージを発している。

ところが、先住民・資源・管理とならべてみると、それぞれの言葉は微妙にそのニュアンスを変え、複雑な様相を呈してくる。たとえば、先住民を資源と関わらせると、先住民にとって、われわれの資源という言葉の意味をそのまま当てはめることができるのかといった疑問が生じる。これまで、先住民にとっての資源といえば、彼(女)らの生業活動 (subsistence) を取り扱う生態学者や政府関係機関などから資源管理のための委託調査を受けた生物学者がいわば部外者として主に食糧や医薬やその他の生活財の対象としての側面だけを描いてきたが、はたしてそれでよいのであろうか。また一方、ときにはそうした経済的な意味合いをこえ、先住民の資源を特徴づけるものとして、彼(女)らの属する国民国家の法律条項や先住民問題に関する諮問委員会の

報告書のなかに精神的意味や文化的意義という言葉を見ても、伝統的価値という曖昧な言葉とともに用いられるだけで、その中身や外部世界との相互交渉下にあるその変容や動態についてはほとんど検討されてこなかったのである（ピーターソン 2002）。

管理という言葉も、目下先住民の置かれている状況を見ると、まさに国民国家のなかの先住民であるがゆえに、中立的に使うことができるのか、誰の立場からみた誰のための管理か、管理の主体はどこにあるのかというきわめて政治性をおびた疑問が生じてくる。

すなわち、先住民とはいえ、その植民地化された歴史的過程や、ましてや現代社会においては、自給的な生業活動にとっての資源や管理という側面だけでなく、市場経済やマジョリティ社会（以下、主流社会と記す。）という外部世界との関係も考慮しなければ、資源利用や管理のリアリティには近づけないだろう。

そもそも彼（女）らが先住民となったのはその地の資源利用をめざした近代資本主義システムの拡大によって植民地として組み込まれたからである。先住民としての歴史の発端から海洋やその資源利用と管理についての自律的な基盤は弱められてきた。先住民は主流社会に組み込まれてのち、自分たちの頭越しに決められた主流社会の法制度にからめとられてきたのである。したがって、管理の問題にしても、先住民社会は今日先進国（第一世界）である国民国家のなかの第四世界として自律的な意思決定を行える状況にはなく、そうした管理やその基盤となる資源の保有権や所有権においても権利を剥奪されてきた歴史を持ち、地域によってはその復権をもとめる運動が展開されているからである。

しかしながら、今日の先住民、海洋資源利用、管理の問題は先住民と主流社会という二項対立的な枠組みのみで考えられるほど、事は単純ではない。主流社会は先住民問題や彼（女）らの海洋資源利用に対して一枚岩ではないし、今日の先住民の狩猟漁撈活動による資源利用はややもすればそのように考えられがちな単なる惰性的伝統ではなく、彼（女）らが第一世界の国民国家のなかの存在であるがゆえに持続され文化的意味を付与されているという側面もある。また第四世界の先住民は今日そうした海洋資源をはじめとした自給的生業活動にもっぱら依存して生活しているのではなく、カナダ極北のイヌイットやクリーの人々（岸上 1998）、あるいはこれから述べるオーストラリアのトレス海峡諸島民に代表されるように、国民国家としての国家予算の移譲や社会保障制度や資源管理制度のもとで、民族意識もふくめ先住民社会の再生産を行っているからである。

さらに外部世界との関係といえば、もう1つ触れておかなければならないことがある。第一世界において半ば当然視されている生物多様性をふくむ自然保護や環境保全のスローガンも先住民の資源利用と管理を真綿のようにつつんでいる。とくに生物多

様性の問題は、先住民がクジラ、シロイルカ、アザラシ、ジュゴン、ウミガメなどを狩猟対象とする地域にあっては、国民国家の政権をにぎる主流社会の批准する国際協定での責任という大義名分にもとづいて、先住民の資源利用や管理に大きく影を落とし、先進国と第三世界のあいだと同様に、国民国家内部で先住民と主流社会とのあいだのみならず、主流派社会内部にも軋轢を生じさせているからである。しかも、従来、資源の豊かさや獲得技術の制約ゆえに長期的な見通しを持たなくても自らの資源利用を持続させてきた人々にとって、国民国家政府や主流社会のスローガンとなっている資源の持続可能な開発や管理という発想にまだ馴染めず、「国民」としての義務の履行の強制はこれまでの植民地としての保護者的支配という歴史的経緯もあって、つねに先住民の側から人権問題や政治問題として解釈される可能性をはらんでいる。

こうした先住民・資源・管理の問題は世界のさまざまな先住民が経てきた歴史的経緯や居住する地理的位置（環境）のちがいによっても、それらの言葉が構成する現実や相互の連関のあり方はその意味合いや内容を変える可能性がある。つまり、それらの言葉によって切り取られる現実はあるフィールドに立ってはじめてそのニュアンスをおび、その意味を獲得する性格のもののではないだろうか。それは、これらの3つの言葉によって掬い上げられる現実が目下の先住民にとってきわめて重要であり、また部外者である研究者の机上のフレームワークや意味内容ではなく、細心の注意を払いながら接近しなければならない微妙な問題だということである。

したがって、この問題を考えるには、作業上のフレームワークとしては先住民・資源利用・管理という3つのキーワードを手がかりにしながらも、まずはフィールドの場に立ち、その現実から改めて組み上げていく手続きが必要であろう。要するに、先住民・資源・管理という言葉には、きわめて今日的で、広範な内容がふくまれているということである。

この報告では、よく知られたアボリジニの人々とならぶオーストラリアのもう1つの先住民、トレス海峡諸島民 (Torres Strait Islanders 以下、民族名として用いる以外は島人と記す。) を取り上げる。19世紀末に行われたケンブリッジ調査隊の報告書 (Haddon 1904, 1908, 1935) をみると、彼(女)らは先住民になる以前にはまさに「海洋民」とよべる生活を送っていた。彼(女)らが労働力として取り込まれた植民地産業は海事産業であったし、オーストラリアの中ではいずれのアボリジニ社会よりも海洋世界と深く関わってきた。また、一方では今日あるいは将来に向けても、自給的な食糧ばかりか、経済的自立のための商業的漁業において、海洋資源に大きな期待を抱いており (Murlennan and Hansen 1994)、他方では国際的にも注目される稀少動物ジュゴン・ウミガメを「伝統的」に狩猟対象としてきた人々である。それゆえに、国民国家の中の先住民・海洋資源利用・管理といったフレームワークで問題を考える上で最も適切な1つの興味深い事例を示してくれるであろう。

しかしながら、弁解めくが、私にとっては上記のフレームワークにもとづくフィールドワークと検討をはじめたばかりである。したがって、本稿においては、そのための議論や結論を意図しているわけではない。また現在の彼（女）らを取りまく国民国家の漁業管理制度（漁業調整規則）の概要についてはすでに報告したことがあるので（松本 2002a, 2002b）、ここでは主としてジュゴンを中心に、その狩猟をめぐる先住民・海洋資源利用・管理の問題を解きほぐし、調査結果の報告に加え、若干の考察を行ってみたい。

まず次の節では、フィールドであるトレス海峡諸島とそこに暮らす人々の先住民化の歴史および目下の海洋管理機構の輪郭を述べることにする。

2 トレス海峡諸島民とトレス海峡条約

2.1 先住民としてのトレス海峡諸島民

トレス海峡はオーストラリアの北端ヨーク岬とパプア＝ニューギニアとのあいだの海峡である。地図上にみると、東の太平洋と西のアラフラ海あるいはインド洋をつなぐ狭い海の回廊をなしている（図1）。そこは6,000年前までニューギニア島とオーストラリア大陸をふくむサフルランドとよばれる広大な陸地の一部であった。海進の結果、海峡を形成することになったのだが、平均水深30mと浅く、しかもその東縁に

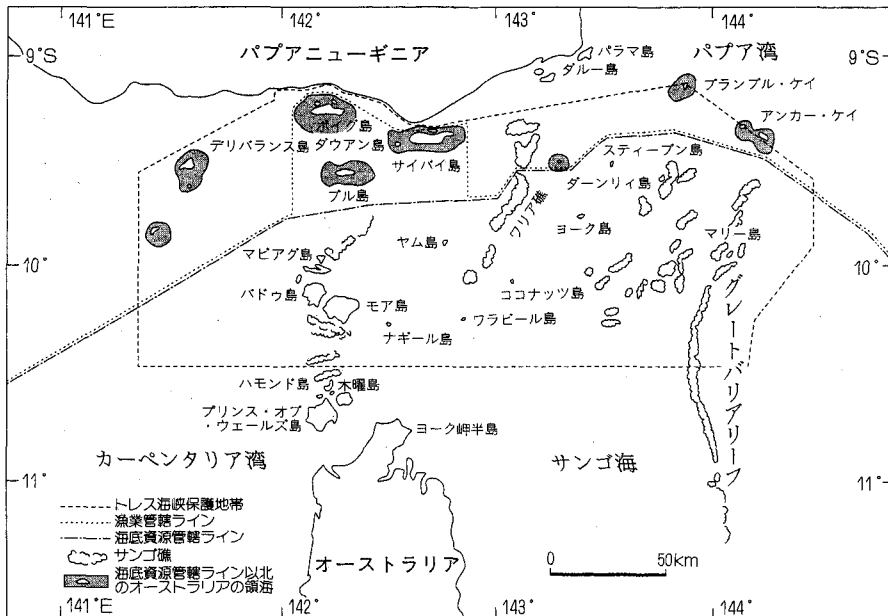


図1 トレス海峡諸島の保護地帯

は太平洋からの荒波を和らげるグレート・バリア・リーフが位置しており、海峡域はインド-太平洋の熱帯海域に分布する多様な海洋生物の生息地および繁殖場となっている (Jennings 1972)。

南北 160 キロ、東西 220 キロほどの海域に、発達したサンゴ礁や砂堆とならんで、100 あまりの島々が点在する。トレス海峡諸島民は目下 5 万人近くにのぼるが、大半は 1960 年代後半からの移住によってオーストラリア本土の都市部やその周辺に住み、この海域には、海峡の中心地である木曜島をはじめ、17 の島々と南のヨーク岬半島の先端部に 6,000 人ほどが暮らしている (2001 年、国勢調査)。

トレス海峡諸島民とよばれる人々は、オーストラリアのアボリジニとは異なり、元来文化的には北のパプアから張りだしたメラネシア系であったが、19 世紀の後半、南のオーストラリアに取り込まれたのである (Beckett 1987; Mullins 1995)。植民地化以前、トレス海峡諸島の社会は父系の氏族組織を基盤としたそれぞれのコミュニティ (島社会) の独立性が強く (Haddon 1904)、島々間やパプア海岸部の村々、それに海峡南部の一部の島ではヨーク岬半島のアボリジニとのあいだでも相互補完的な交易ネットワークが形成されていた (Moore 1979)。とくに、海峡では大木が育たず、海を舞台にした狩猟漁撈活動や交易活動に欠くことのできないカヌーをパプア南西岸から入手していたために、海峡の人々はパプアのキワイの人々と緊密な関係をもち、海峡側からはシロチョウガイやツノ貝などの装飾品、ジュゴン豚の銜など海産物や狩猟具が供給されていたのである (Lawrence 1989, 1994)。

しかしながら、オーストラリアが流刑植民地となつてのち、トレス海峡がアジア世界とオーストラリア東海岸や南太平洋とをむすぶ航路として利用されるようになった。初期の航海者たちとのあいだでも海峡の人々とベッコウの取引が行われたようであるが (Haddon 1935)、とくに 1850 年代以降、中国向けのナマコ、ヨーロッパ・アメリカ・日本向けのボタン材料としてシロチョウガイ (*Pinctada maxima* 熱帯産の大型の真珠貝) やタカセガイ (*Trochus niloticus*) が採取されることになった。これらの海産物産業はその後一世紀のあいだ植民地産業として海峡の人々を巻き込み、オーストラリアという国民国家の形成過程に組み込んでいったのである。その過程で白人の企業家や船主ばかりか、契約労働者としてソロモン、サモアなどの南太平洋系やマレー、日本をはじめアジア系の人々が入り込み、混血が進行した (大島 1983)。今日のトレス海峡諸島民の大半はその混血の子孫たちなのである (松本 1981; Ganter 1994)。

真珠貝漁業の開始後まもなく、オーストラリアのクインズランド植民地政府は国防上海峡のシーレーンの確保と真珠貝漁業を管轄下に置くために、1872 年と 1879 年の 2 度の法律によってほぼ海峡全域を併合してしまう (Mullins 1995)。その時点から、トレス海峡諸島民の海は、陸地とならんで、一方的に無主の海 (*mare nullius*) と解釈され、国王ないし政府の海に変わってしまったのである。

植民地としての統治は、1897年の「アボリジニ保護および阿片販売禁止法 (Aborigines Protection and Prevention of the Sale of Opium Act 1897)」による島民たちの行動を制限したりザーブ(保留地)の設置、州政府による家計収支の管理など、保護隔離政策を基本として、途中、漸次緩和されたものの実質的に1980年代初期までつづいた。目下脱植民地化の過程にあるとはいえ、物事によっては今日も持続しているといつてよい。

とくに海洋資源利用の点では、植民地産業としての真珠貝漁業が先住民の伝統的な海洋保有を無視して、主流社会の「共有(Commons)」の考え方のもとで操業を展開した。それに加えて、植民地化以前に諸儀礼や土地保有において重要な機能を果たしていた氏族制度がキリスト教の布教にともなった諸儀礼の廃止と各島内での教会周辺への集住化、さらには流入者の混血定着のために、地先漁場の氏族による保有や各島の帰属海域という意識も潜在化していったのである。

しかしながら、シロチョウガイ、タカセガイ、ナマコといった植民地産業の漁獲対象が必ずしも先住民の海産の食糧資源と競合しなかったため、その面での大きな打撃を受けなかった。また、真珠貝漁業の開始以後、小麦粉や缶詰や野菜類などオーストラリア本土からの移入物資に頼る生活がはじまり、今日その傾向をますます強め、農耕はかなりの島々で姿を消すことになった。一方、文化的意味と嗜好性と現金収入の不足のために、海峡の人々はジュゴン・ウミガメの海獣類をはじめ、魚類、甲殻類、腔腸動物、それに貝類といった海産物の摂取をつづけている。とくにジュゴン・ウミガメ類は、彼(女)らの物質的な生活様式が主流社会との差異を弱める中であって、パプア＝ニューギニアの独立にともなった1980年代以降の政治的自覚や国際機関における自然の再評価とともに、自然環境をベースにした自らの文化が客体化され、先住民の民族意識とそのアイデンティティの中核をなすシンボルとしての意味合いをおびてきている。

後者の点についてさらに補足すれば、彼(女)らにとっては海洋資源をふくむ海洋環境との関係が重要であるから、今日の彼(女)らの文化の特質についても一言触れておかなければならない。旧来の諸儀礼の多くはキリスト教の布教によって禁止されたが、南太平洋からの移住者たちの持ち込んだ歌謡のリズムやダンスが旧来のものと混淆して、海の世界を素材に、彼(女)らの表現活動に活力を与えている(松本1991, 1999)。そして、なによりもトレス海峡諸島民の場合、オーストラリア本土のアボリジニとはちがって、僻遠の地であったがゆえに、植民地行政府の置かれた木曜島とその周辺の島々をのぞき、それぞれの旧来からの居住地を追われることはなく、植民地化以後も、今日に至るまで持続的に同じ場所に居住してきたのである。それゆえ、個々の島々をとりまく海の世界は長期にわたる記憶の澱のようなものを蓄えており、また海洋環境の意味は海上や海中における日々の生活実践によって活性化され、彼(女)らにとって単なる生物経済的な資源という意味内容にはとどまらないよう

ある。したがって、今日、海峡の人々はオーストラリアのアングロサクソン系の文化に同化するのではなく、植民地化以後意識することもなく新たに作りだされてきた太平洋に共通する海の文化を「伝統 (*Ailan Kastom*)」として自分たちのアイデンティティのよりどころにしているのである (Beckett 1978)。

2.2 トレス海峡諸島の海洋資源利用と資源管理

われわれの共同研究の目的の1つは、地球的な海洋資源の危機的な状況の中にあつて、長期にわたり海洋資源を利用しながら生活を営んできた先住民社会から、海洋資源の持続可能な開発の方策を学ぼうとする点にあつた。つまり、どのような資源管理が行われているのかということである。

しかし残念ながら、トレス海峡諸島の目下の先住民社会では、明確な形で資源管理はみえてこない。1980年代中頃、政府の委託研究としてトレス海峡の伝統的漁場利用について調査したJ. ヨハネス氏も、いささか落胆した思いで、トレス海峡に資源管理に関する制度のようなものがみられないことをすでに指摘している (Johannes and MacFarlane 1991)。彼はミクロネシアのパラオ諸島をはじめ、太平洋の海域でもっともそうした伝統的な資源管理に目を注いできた海洋生物学者なのであるが (Johannes 1978, 1981, 1988)、トレス海峡諸島における伝統的な資源管理制度の不在の理由をその生物資源の豊度にもとめている。ただ1つ、彼(女)らの自給的な資源利用において管理という側面があるとすれば、それは特定の海洋生物への依存に特化してこな

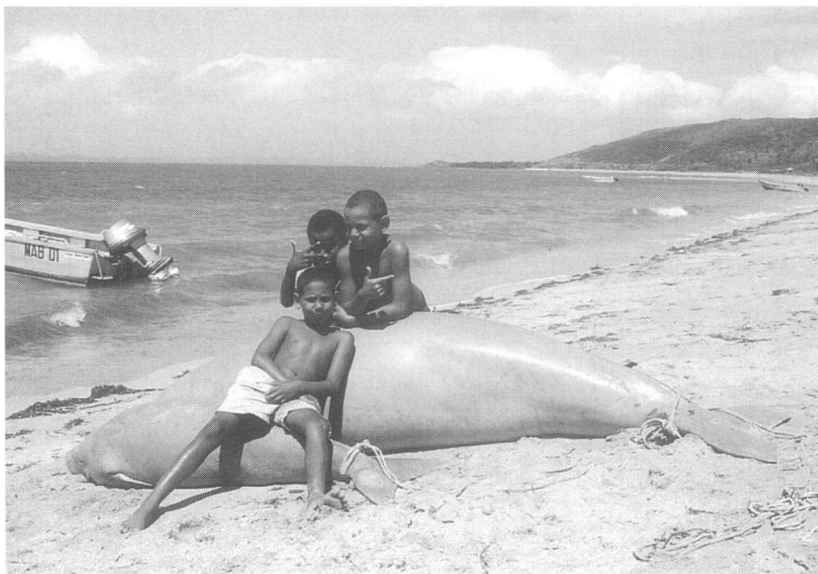


写真1 浜揚げされたジュゴンと戯れる子供たち (マビアグ島) (撮影 松本博之)

かったことであろう。

ところで、トレス海峡諸島の海洋資源の利用や管理ということになると、ヨハネス氏のように、伝統的側面に限定するわけにはいかない。たとえ、それが後述するジュゴン豚やウミガメ豚のようにもっぱら自給的な目的のための活動だとしても、伝統という枠組みのみではとらえきれない。つまり、海峡の生物資源が減少を免れてきたわけではないし、それに、今日の資源利用や資源管理は先住民や伝統的漁業のみを切り離して考えられるほど事は単純ではないからである。そもそもこの海域がオーストラリアの内部に取り込まれ、住民たちが先住民になったのは先にも述べたように19世紀中葉からシロチョウガイ・タカセガイ・ナマコといった海洋資源が外部からの市場経済にさらされてきたからである。先住民とは単に人々のみを指すのではなく、この海域の資源利用と管理のあり方の歴史がまさに先住民そのものの形成過程と表裏をなしているからである。

そうした側面からみると、いかに豊富だといっても、海峡の海洋資源は減少の憂き目に遭ってきたし、遭っている。かつて世界の需要の90%を供給したシロチョウガイは、真珠貝漁業が1960年代に終焉するまでに、いく度もの資源減少と新しい漁場の開発をくりかえし(Yamashita 1986; Ganter 1994)、今日では細々と在地の真珠養殖業者への供給をまかなう程度にまで減少している。私が観察してきたこの四半世紀のあいだでも、目立った資源回復の声は聞かれない。ナマコとタカセガイにしても枯渇したわけではないが、市場価格に左右されながら、高値のあいだに集中的に採取されるため、その時期にはいちじるしく減少し、ナマコの1種禿参 (*Holothuria scabra*) は目下捕獲禁止となっている (TSPZJA 2000)。

1970年代後半から先住民の現金収入を補ってきたイセエビ (熱帯性ロブスター、*Panulirus ornatus*) 漁も、1986年と1989年に最高の水揚げを示したあと、それにつづく数年は漁獲量が半減している。1992年頃から再び漁獲高は年を追って右肩上がりに伸び、政府や研究者の資源調査でも先住民の経済的自立のための有望な海洋資源として期待し、目下的水揚げを持続しうる量として半ば保証していたにもかかわらず (TSPZJA 2000)、1999年初頭のサイクロンを契機として、幼エビは姿を消し、成長エビしか見出せないという時期を経て、2000年には一気に漁獲量も減少したのである。そのため、2001年9月には、新たな資源保護対策として、商業的漁業禁止期間の設定、潜水器具 (フッカー) 使用水域の制限と使用禁止期間の拡大、捕獲サイズの制限強化を行っている (松本 2002a)。豊かな海とはいえ、市場経済に組み込まれた海洋資源はきわめて脆弱なのである。

こうしたイセエビに対する保護対策ないし管理にもみられるように、トレス海峡の海洋資源は今日決して放置されているわけではない。それどころか、トレス海峡諸島民はまさにその海洋資源の利用と管理をめぐる、良くも悪くも国民国家のなかの

先住民としての特質を浮き彫りにされるのである。とくにトレス海峡は1975年のパプア＝ニューギニアの独立にともなってあらためて顕在化した国境の走る国際海峡であり、国民国家間の条約、『トレス海峡条約 (Torres Strait Treaty)』がジュゴン猟やウミガメ猟をふくめ現下の海洋資源の利用と管理をめぐる国民国家の主流社会と先住民との関係性を如実に物語っている。そこで、具体的な先住民によるジュゴンをはじめとした海洋資源利用の記述に入るまえに、トレス海峡条約に触れ、今日のトレス海峡の海洋資源管理の説明を補足しておこう。

2.3 トレス海峡条約 (Torres Strait Treaty)

この条約は1975年のパプア＝ニューギニアの独立にともない、1978年に国際条約として結ばれ、85年2月から施行されたものである。これは二国間の条約としてはこの地域における旧来からの住民関係や資源利用の特性を考慮した特異なものであるが、海峡内の島々と隣接域に暮らす先住民(条約では「伝統的住民」と表現する)とオーストラリア側の主流社会(白人)の漁業者に関わる漁業協定を多くふくんでいる。国際海峡という特殊性はあるものの、それには、主流社会の国際的な関心事である持続しうる開発、自然保護、環境保全という視点も加わって、今日の先住民をとりまく海洋資源利用と管理のあり方の1つの典型を示すものといつてよい。

まずこの二国間条約は、当面の海洋資源利用と管理にかぎれば、その前文にあるように、海域の国家主権の境界設定とならんで、1. 主要漁業種ごとの漁業権、海底生物資源および海底資源の境界に関する規定、2. 地域住民(トレス海峡諸島民と北部隣接海岸のパプア人)の伝統的な生活様式と生計の保護、さらに、3. 海洋環境の保全と漁業資源の保護・管理・配分および海底地下資源の探査と開発の統制を軸として、条項が編まれている (Department of Foreign Affairs 1985)。

とくに注目される点は、先に述べた国際条約としての国の主権、漁業権、海底生物資源および海底資源に関する複雑な線引きと、この地域のパプアと結びつく特異な歴史を考慮した両国の伝統的住民の狩猟漁撈活動と交易や往來を保証するための保護地帯 (the Protected Zone) の設定 (図1)、さらにそのための特別なオーストラリア漁業管理庁 (Australian Fisheries Management Authority) による管理機構の設置である。オーストラリアにすれば辺境の地ではあるが、国境地帯という地理的特性ゆえに、かえって海峡の人々もふくめ国民国家連邦政府の直接的な管理下に置かれ、この条約によって法制度上の先住民の姿が浮き彫りにされることになったのである。そのいくつかの特徴をみてみよう。

第一に海域の所有権ないし保有権についての規定である。これは資源管理と直接関係がないように思われるかもしれないが、資源管理の主体がどこにあるのかという点ではきわめて重要な事柄である。この条約の線引きはオーストラリアに属する各島

の低潮線から3海里までの領海がクインズランド州政府、そこから12海里および漁業水域 (Fishing Zone) が連邦政府の管轄という原則を示している。人類学者のあいだで常識となっている植民地化以前の地先漁場の氏族による所有権ないし保有権とか (Wilkin 1904; Peterson and Rigsby 1998), 今日の住民たちが主張する各島ないし周辺の複数の島嶼をふくむ慣習的な海の保有権については一言も触れていないし、目下のところ一切認められていない。19世紀後半にオーストラリアに組み込まれてから、「海洋の共有 (Commons)」という原則にもとづいた国民国家政府による管理の主体性は一步も譲歩されていない。そのため、海峡の人々はほぼ海峡全域の排他的な権利回復をもとめて先住権原審判所 (National Native Right Tribunal) に提訴しているのが (松本 2002a), 国防上の問題や国際的な航路というオーストラリアの主流社会にとっても要衝であるために、自主管理権の獲得はむずかしく、この条約が先住民の頭上に覆い被さっているのである。

第二は旧来からの先住民による狩猟漁撈活動もふくめ、海域の資源利用と管理がこの条約とそれにもとづく連邦および州政府の漁業法によって明文化され、海洋資源を主流社会の資源観にそった法制度上の権利関係の問題に還元している点である。先住民は主流社会においては国民国家の法制度にもとづく権利関係の調整という次元で問題の解決をはかれる存在なのである。

すなわち、漁業としては、免許の性格を区分し、先住民に関わる伝統的漁業 (traditional fishing) およびコミュニティ漁業 (community fishing), 非先住民に関わる商業的漁業 (commercial fishing) という3つのカテゴリーを設定している。コミュニティ漁業というカテゴリーの設定は先住民による商業的漁業への参画を容易にし、かつその免許許可権限を先住民コミュニティの村会 (community council) や村長 (chairperson) に委ねるための措置である。先住民の側からみれば「伝統的漁業」と「商業的漁業」を明確に区分してきたわけではなく、政府が非先住民の漁業者に交付する商業的漁業免許と差異化をはかるための便法として設定したものであり、先住民側に譲歩するための措置である。

そして、資源利用の点でも、資源保護の観点もふくめ先住民と非先住民とのあいだに調整をはかっている。海洋生物のうち、この海域の主要な狩猟漁撈および商業的漁業の対象として、当初にはジュゴン、ウミガメ、パラマンディ (スズキ類)、イセエビ、その他エビ類、サワラ類、シロチョウガイが、1999年からはそれまでクインズランド州政府の管理下にあった魚類、タカセガイ、カニ類、ナマコ類も加え、連邦・州政府合同で組織された保護地帯合同局 (Torres Strait Protected Zone Joint Authority) 機構において管理されている。

すなわち、詳細は表1に譲るが、ジュゴン、ウミガメ、ナマコ、タカセガイ、カニ類はもっぱら先住民にのみ資源利用が許可され、その他の漁業種については先住民も

非先住民も従事しうるが、とくに高収益をもたらすシロチョウガイ、イセエビとエビトロール漁業は非先住民の新規参画を大幅に制限している。新規の船舶免許や漁業免許の交付を凍結し、かつ既得免許の更新や譲渡にあたっては制限を設けているのである。ジュゴン、ウミガメについては、グレート・バリア・リーフ海洋公園内のアボリジニとはちがって、目下のところ捕獲制限を設けていないが (Smith 1989)、その他の漁業種についてはサイズ、漁期、漁獲技術、総量規制など、漁獲対象ごとにきめ細かな制限を行っている (TSPZJA 2000)。とくに、目下の海峡域における水揚額の 80%

表1 トレス海峡保護地帯における漁業調整規則

漁業・狩猟対象	調整規則	適要
ジュゴン・ウミガメ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的住民にのみ許可 ・ 適用技術は鉈のみ ・ 禁猟区内での捕獲禁止 ・ 網・銃の使用の禁止 ・ 肉・製品の売買禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非先住民には狩猟禁止
真珠貝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死貝採取の禁止 ・ 捕獲サイズの規制 ・ 適用技術は潜水のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非先住民漁業者への船舶・漁業免許の規制
サワラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用技術は引き釣、手釣 ・ 商用サイズは 450 mm 以上 	
ロブスター (イセエビ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用技術は素手、手槍 (素潜りか、潜水装置による) ・ 10、11 月潜水装置の禁止 ・ 商用サイズは尾 100 mm 以上 ・ 自給用一人 3 匹、一船 6 匹 (遊漁 同) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非先住民業者への船舶 ・ 漁業免許の制限 ・ エビトロール船による捕獲の禁止
エビトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月 1 日～3 月 1 日禁漁 ・ 3 月 1 日～7 月 31 日ワリヤー礁の東部領域禁漁 ・ ワリヤー礁の西部およびタンリイー島周辺は周年禁漁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木曜島一ヨーク岬間航路での操業制限 ・ 非先住民系漁業者による漁場への入出日の告知 ・ 船の長さ、網目サイズ、網長の制限 ・ 航海日誌提出の義務 ・ 船舶・漁業免許数の凍結
魚類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釣漁の針数は 1 ラインにつき 6 本以下 ・ 1 船舶につき、3 装備以下 ・ 商業漁業の対象魚種によるサイズ捕獲制限 ・ パラバンデイ、11 月 1 日正午～2 月 1 日正午捕獲禁止 ・ 網漁、網長、錘子、網目サイズの制限 ・ 刺網漁、浮き・灯りの数、色を含め網マークの制限 ・ 142° 09' 以西および 142° 09' 以東の一部、10° 28' の北部は網漁禁止 ・ 船身は 20 m 以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 142° 31' 49' 以西の一部海域での釣漁は伝統的漁業を除き、禁止
カニ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雌カニの捕獲ないし所有禁止 ・ 船身 14 m 以下 ・ 捕獲装置の数 50 以内 ・ ワタリガニの捕獲・所有禁止 ・ 殻長 15 cm 以下捕獲禁止 	
タカセガイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手ないし非機械による捕獲に限定 ・ 最小 80 mm～最大 125 mm に限定 (伝統的漁撈は除く) ・ 保護地帯内は 150 トンの総量規制 	
ナマコ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禿参 (sandfish) 捕獲の禁止 ・ 種類別の捕獲最小サイズの制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1995 年以後、非先住民系への免許不許可

(TSPZJA Annual Report 1998-1999)

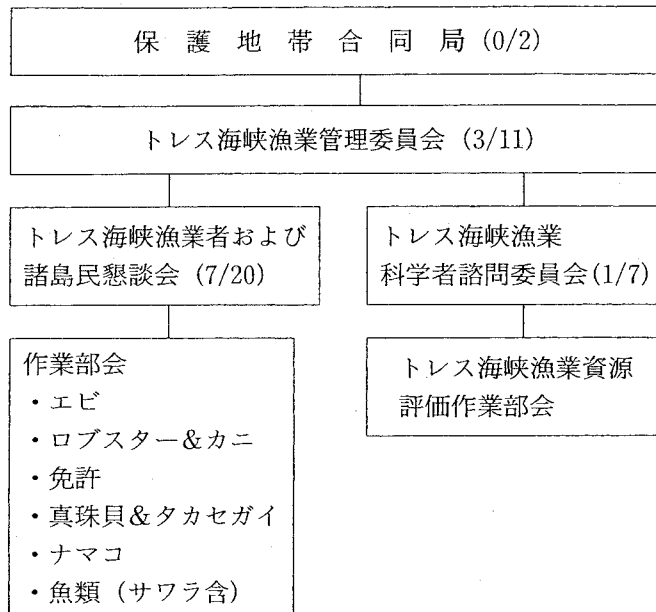


図2 トレス海峡保護地帯管理機構 (2000.8) (数値は先住民数/委員総数)

近くを占めるエビトロール漁業では、トレス海峡保護地帯での操業にあたり、非先住民系の出漁時間の総枠規制のために漁場への入出日の告知、航海日誌の提出義務など、著しい制約が課されている。この漁業はもっぱら非先住民系の漁業者によって行われており、彼らにすれば、先住民への優遇策としてこれほどの制約を課されることに対して先住民への不満となってあらわれている。一方先住民側にしても、この漁業種の免許を3統与えられているが、装備のための資金や操業技術が手に負えないために目下休眠状態にあり、それゆえにかえって、トロール船操業による海底破壊や産卵イセエビの捕獲被害などのうわさが絶えず、「自分たちの海なのに」という意識も手伝って不満をつのらせる結果となっている。

条約上の先住民の第三の姿は保護地帯の管理機構にあらわれる。国際条約という性格上、連邦・州両政府の担当大臣をメンバーとする保護地帯合同局 (Protected Zone Joint Authority) が最高議決機関となり、そのもとに、図2のような各種委員会が組織されている。それらの中で、先住民がテーブルにつくものは漁業管理委員会 (Fisheries Management Committee)、漁業者および諸島民懇談会 (Fishing Industry and Islanders Consultative Committee) およびその作業部会 (Task Force)、科学者助言委員会 (Scientific Advisory Committee) である。

それらの下部組織である各漁業種や免許の作業部会においては、非先住民 (白人) の漁業者と海峡の人々が同席することはほとんどなく、一応のバランスは考慮され

ているが、各委員会の先住民の構成員数も少なく、ましてや最高議決機関の保護地帯合同局には当事者である先住民の正式参加は長いあいだ認められてこなかったのである。

それゆえに、先住民のリーダーはかつて「最初、その条約が実施された段階では俺たちの権利を守ってくれるものと思っていたが、今とってみると、俺たち以外のものを守っているようにしか思えない。これが俺たちをいらいらさせる問題なんだ」(Lui 1994)と口にしてはいたのだが、トレス海峡保護地帯審議機構や漁業法の再検討をめざして2000年8月先住民側で設置された漁業作業部会 (Fisheries Task Force) の2年あまりにわたる努力と交渉によって、2002年11月、条約の施行以来17年目にしてようやく、当事者の先住民代表が連邦および州両政府の大臣とならんで最高議決機関の席につくことになり、植民地体制下の保護主義的な立場を脱して、あらためて海峡の資源利用と管理の点で出発点に立つことになったのである (TSRA 2003)。

この条約そのものは、歴史的にみれば、オーストラリアの目下の先住民政策の一環として、植民地化による主流社会の主導権と海洋に関する先住民としての諸権利を擦り合わせた「和解 (reconciliation)」へ向けての一步と位置付けることができるかもしれない。その内容はたしかに伝統的住民の生活様式と生計を保護する目的にそって、各条項が漁業調整規則として具体化され、実行されている。多文化主義をスローガンにするオーストラリアだけあって、先住民にはかなりの配慮が示されている (松本 2002a, 2002b)。しかしながら、国際条約であり、オーストラリア側の一存では変更できず、海峡の先住民にとっては、今後長期にわたり手かせ足かせとなる可能性をもっている。

以上のように、漁業調整規則をつうじて、この海峡の海洋資源の利用については、先住民に優先権を与えている。トレス海峡条約の前文にあるように、たしかにこの地域の「伝統的住民」を保護している。しかしながら、一方、その条文は先住民の漁業権を、伝統的に漁業を行っていた領域に限定しているし (Haigh 1993)、しかも、国際的な資源保護・環境保全という観点から、その漁業手段および技術の大半を伝統的漁法に制約しているのである。

さらに、上記のような漁業調整規則の遵守という国内問題とならんで、外国からの密漁、密入国、防衛、検疫といった国際問題に対処するために、国民国家政府はトレス海峡条約締結以前にも増して、この海域のパトロールや島々への査察の頻度を高め、監視が強化されているのである。

いずれにせよ、先住民が国際的な関心事となり、目下海峡の人々が先住民として自治の拡大をもとめ、その基盤としての経済的自立をこの海域の海洋資源に託し、海の先住権原を回復しようとしている脈絡にあっては、資源管理の問題はたんに生物資源の管理にととまらず、きわめて政治的な意味合いをふくむものとなっている。したがっ

て、今日の先住民の海洋資源利用は国際的なグローバル・スタンダードである海洋資源の管理という問題に解消することはできない。

しかも、あらためて考え直してみると、条約やその調整規則の裏側にある発想は資源利用、管理の内容があくまで権利関係のことがらであり、数量的に把握された環境の物質質の問題としてしか考えられていないのである。この発想そのものが主流社会の文化的偏差を反映していると思われるが、ひとまずその議論は先に延ばすことにして、つづく節では、法制上の先住民の姿から離れ、あらためてトレス海峡のジュゴン鯨に焦点をあて、先住民（トレス海峡諸島民）にとって海洋世界とは何なのかという視点もふくめ、先住民と国民国家主流社会との関係を単なる二分法に陥らない議論を展開してみたい。

3 トレス海峡諸島民の海洋資源と海洋世界 (Seascape)

3.1 トレス海峡諸島民と海

最初にも述べたように、トレス海峡諸島民は海洋民であり、今日魚類だけでも140種から150種ほどを同定する（松本2002b）。その中で30種ほどの魚類、海獣類のジュゴン・アオウミガメ、甲殻類、腔腸動物、それに貝類を日常の食糧資源としている。J. ヨハネスらによれば、彼（女）らは1日1人あたり191～450g（島によって異なる。日本人102g）を摂取し、太平洋の島々のみならず、世界の中でも食糧をもっとも海洋資源に依存している人々である（Johannes and MacFarlane 1991）。それに、19世紀後半からシロチョウガイ・タカセガイ・ナマコを対象として植民地産業が展開し、1970年代以降には、それらに加え、イセエビを中心に、シャコガイや一部の魚類（サワラ類）も商業的漁業の対象となっている。しかも、彼（女）らの政治的リーダーたちは、今日諸島民の収入の80%近くをオーストラリア政府の社会福祉金や交付金に頼る生活の中であって、自治に向けた経済的自立のために、海洋資源に大きな期待をかけている。それゆえ、彼（女）らにとって、海洋がまさに経済的な文字通りの「資源」としての意味も持っているのである。

ところが一方、政治的リーダーたちは、主流社会の政府関係者と交渉する場面では、海洋世界がそうした経済的意味にとどまらず、彼（女）らの人間関係や、それ以上に精神的なよりどころとなっている側面を強調するのである。それで、ここでは、経済的な資源とならんで、トレス海峡諸島民にとって海とは何なのかという点を視野に収めながら検討してみよう。話の内容をより具体的にするために、トレス海峡の中西部の小島マビアグ島(Mabuiag)に焦点をあてることにする。マビアグ島は海峡の中でも、自給のおよび商業的な漁撈活動のもっとも盛んな場所であり、付近の海域はジュゴンををはじめとして海峡を代表する狩猟場ないし漁場と考えられているからである。

3.2 マビアグ島周辺のサンゴ礁および海底地名と資源利用

彼（女）らの資源利用もふくめた精神世界に接近することはかなりむずかしい。1つの有効な手段は研究者のあいだで一般に TEK (Traditional Ecological Knowledge), あるいは FEK (Fisherman Ecological Knowledge) とよばれるものに近づくことである (大村 2003)。ジュゴン猟やウミガメ猟にもなった潮や気象現象に関する TEK については、すでに B. ニーチマン氏 (Nietschmann 1985, 1990) や筆者の拙稿 (1997,1999) がある。海上、海中における海洋世界の社会的構築とそのダイナミズムについてはそれらの記述に譲ることにするが、ここでは1つの新たな試みとして、海面下の地名を手がかりに、彼（女）らの海の世界に迫ってみる。彼（女）らの海についての TEK の1面がそうした地名やその解説に集約されていると思われるからである。

マビアグ島民の帰属海域はほぼ 690 km², そのうち日常的に関わる海域は 190 km² ほどである。そこは彼（女）らにとってどのような世界であるのだろうか。

1) 地名の構成 図3あるいは表2の地名群は1999年と2000年のそれぞれ短期間の調査において、島人から採集できたものである。予想されたこととはいえ、まずその総数の多さに驚かされる。大潮時には4~5mの干満差があり、満潮時にはみえなかった海底やサンゴ礁・砂堆が干潮時にあらわれる。しかもマビアグ島の海域は海峡の西部にあってサンゴ礁の発達する平均10~15mの浅海域であり、大潮の干潮時には、かなりの海底が干上がるか、肉眼で海底の透視が可能なのである。

図3には、今回個々の地名の位置を省略して、それぞれのサンゴ礁やその周辺の地名群をまとめて示した。しかし、ベースとして便宜的に使った官製の地図は誤解を招くかもしれない。彼（女）らが個々のサンゴ礁の相対的位置や相対的規模に関して認識しているとしても、地図に示されるような全体としての明確な輪郭を把握しているわけではない。それに、図的表現の性格上仕方がないとしても、彼（女）らのサンゴ礁の認識は図のように等質な一枚岩のようなイメージのものでもないからである。

それはともかく、名付けられた地点およびその周辺の海面下の地形や植生、そこに到達するルートの手面下の世界についてはきわめて明確である。彼（女）らにとって、個々のサンゴ礁は輪郭よりもこうした名付けられた地点とそれらをつなぐ航路としてのネットワークから成り立っているといえる。地名の大半は、干満のある海域にあって、移動経路の通過可能点かチェックポイントないしマーカーとして説明されるケースが多いからである。

それでは、個々の場所はどのように意味づけられているのであろうか。それを地名の意味を通して再構成してみよう。地名の構成には単語と二語以上の複合語の2種類がある。単語や複合語の最初の語彙は今日もはや意味不明のものも多いが、判明したものは、① Nawai, Tuamu, Newa などの人名、② その形態的な類似性から腸やペニスやアーモンドの実のような人・動物・植物・地形およびその部位や部分名称、③ ブダイ・

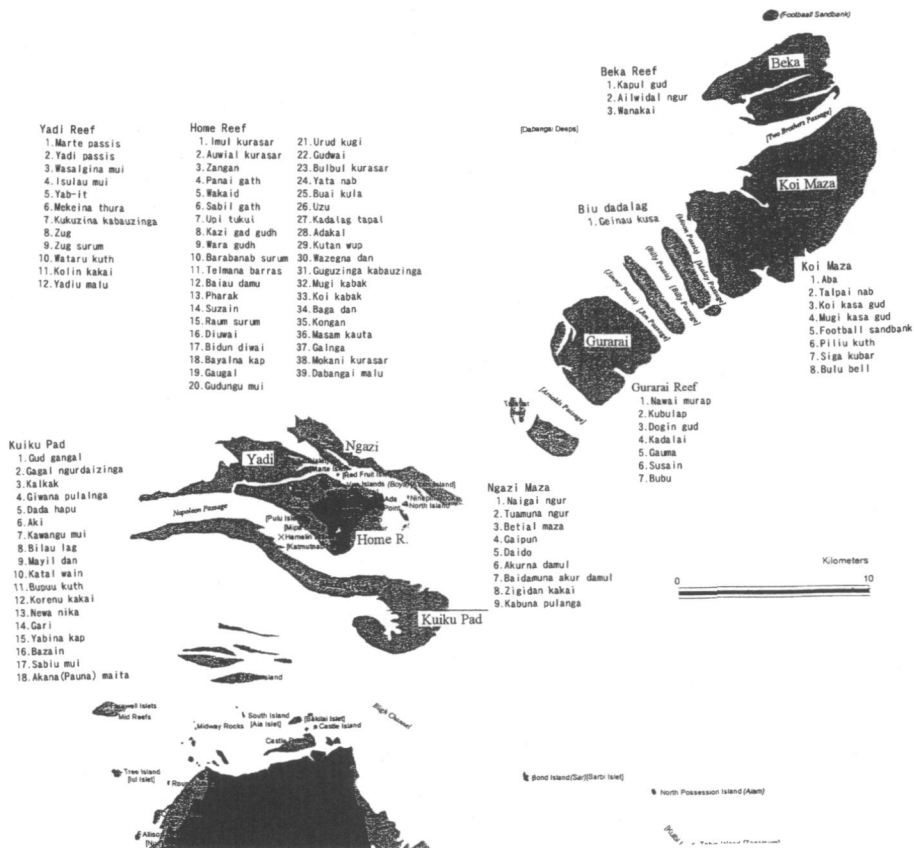


図3 マビアグ島における資源利用海域の海底地名認識

シロチョウガイ・ペリカンのような季節のないし周年的にその場に特徴的な魚類・貝類・鳥類, ④白や黒などの色彩, それに, ⑤方位, などである。それに比べると, 複合語の末尾の語彙はその地の地形・地質ならびに様態の特徴を示す一般名詞が圧倒的に多い。たとえば, 小サンゴ (*gangar*)・礁嶺 (*thura*)・裾礁 (*gath*)・礁壁 (*kakai*)・湾入 (*aba*)・入江 (*gud*)・深み, 潮溜り (*dan*)・砂底 (*surum*)・内, 内部 (*mui*)・尾 (*kuth*)・崎 (*ngur*) などサンゴ礁の部分名称, 石場 (*pula*)・岩礁 (*kursar*)・岩群 (*kula*, *kabak*)・藻場 (*damu*) など海底の様態や植生, それに大岩 (*kap*)・白石 (*taiwa*)・クリーク (*kusa*)・谷 (*nab*) などの特徴的な事物や地形名称である。ときには畑 (*apu*)・庭 (*hapu*) といった人工物の形態的類似性によるものもある。

地名それ自体の意味はその場の特徴を示す静態的なものであるが, 彼 (女) らにとって, 地名は単なる位置表示といった機能のものではない。それらに加えられる説明には, より詳細な場所の特徴とならんで, きわめて動的かつ実践的な知識がまとわり

ついている。大きく分ければ、1つは伝説や歴史的な出来事にかかわるもの、もう1つは資源利用にかかわるもの、とくにそれぞれの場所におけるジュゴンやウミガメについての季節や海況による生態的行動の知識、さらにはサンゴ礁と砂堆が迷路のように入り組み、干満差が大きく、突風の吹く海域にあって、海上交通における通過可能性や航路変更点の目印や避難・停泊地といったものである。

地名の分布は本島から外縁部に向かうにつれて少なくなるという一般的傾向を持つが、次に述べるように資源分布との関連も見逃せない。いずれにせよ、その地名の意味や説明には、彼（女）らの観察眼の細やかさと海面下の世界に対する関心の深さがうかがえる。

2) 資源利用 表2に一部示したように、マビアグ島だけでも140～150種（科）の魚類、30種ほどの貝類、数種の甲殻類と腔腸動物、それにジュゴンと4種のウミガメが同定され、そのほとんどは食用可能であるが、魚類については30種ほどが日常的に利用されている。

目下のマビアグ島では、漁具・漁法は少なく、漁場と対応した漁具・漁法のバリエーションは小さい。海獣類の銜猟、魚類の手釣り漁およびヤス漁・潜水によるヤリ漁、それに商業的漁業であるイセエビ漁にはヤリと生エビ捕獲のために掬い網が用いられるだけである。潜水によるヤリ漁やイセエビ漁のほかに、副産物としてシロチョウガイが素手で採集されることもある。タコ・貝類・カニ類はもっぱら素手による採取である。それゆえ、目下のところ、彼（女）らの最良の漁具は人体なのである。

もちろん細かくみれば、多様な漁獲資源であるから、ワタリガニの一種であるギタライはマングローブ林、貝にしても砂地に生息するものもあれば泥質地を好むものもあり、またタコは雨季のある特定の礁原で採取されるなど、地名にあらわれない形での漁場選択がある。そして、なによりも一日の潮の満ち干、月齢にともなう大潮－小潮、そして年周期（北西季節風期と南東貿易風期）といった潮の動きによって選択される漁場にも変化がみられるが（松本1997）、日々の海洋資源の利用はジュゴン・ウミガメ・魚類・イセエビが大半を占めており、ここではそれらを中心に地名やその説明に関連させながら資源利用をみていこう。

ジュゴンとウミガメを対象とする銜猟はもっぱら男性の手がけるものである。地名の補足説明には資源利用の情報がふくまれ、今日ではジュゴンの狩猟ポイントがもっとも広域にわたっている。しかし、それらの狩猟ポイントをすべて同一時期に利用しているわけではない。ジュゴンは策餌のおり複数の藻場に分散しているが、同一集団ないし同一個体が一定期間持続的に同一の藻場で策餌する習性を持つために、狩猟者たちはある特定の時期には、ある特定の漁場へ集中的に出かける傾向がある。

それに地名であるからといって、彼（女）らの認識のあり方を静態的にとらえてはいけない。地名は海中・海底の有りようを脳裏に引き上げる釣り針のようなものによ

表2 マビアグ島周辺のサンゴ礁および海面下の地名とその特徴

地名	特徴	補足説明	資源利用
【Ngazi Maza】			
1. Naigai-ngur (ナイガイ崎)	藻の細片が溜まっている	好漁場	シロクロベラ, ヒトミハタ, パラハタ, スジアラ, フェダイ
2. Tuamuna gangar (トゥアムの小サンゴ礁)	サンゴであるが, 緑, 灰, 褐色 ゴムのような弾力性があり, 這って歩かなければならない不 安定な場所	Tuamu は女性の名前	イセエビ
3. Betial maza	小さな通路。底は海藻が生える	釣漁場	イセエビ 魚類
4. Gaipun	Ngazi サンゴ礁北側の1つの突 端	古い通路 Ngazi サンゴ礁の北 側に沿って航海するときの1つ の目印	
5. Daido(passis)	Ngazi サンゴ礁ほぼ中央の狭隘 部	Ngazi サンゴ礁を南北方向に縦 断するときの最もよく使われる 通路 狭い水路であるので, と くにボートは底を擦らないよう に通過	
6. Akurna damul (ジュゴンの小腸の小サン ゴ藻場)	Ngazi サンゴ礁の北側に沿う東 西に細長い真っ直ぐの小サンゴ 礁の連なり	Daido の通路を抜けて北部のサ ンゴ礁へ向かうとき, 引き潮時 にはそのサンゴ礁間の水路を抜 ける	
7. Baidamuna Akur damul (鮫の小腸の連なり)	Akurna damul サンゴ礁の北側の 東西にのびる小サンゴ礁群	Akurna damul よりも規模は大き い その北側に並行している 通路として利用するとき, 6. の 注記と同じ	
8. Zigidan kakai		kakai はサンゴ礁の側面, 礁壁 の意味 ジュゴンの通り道, 釣 漁場	釣漁場 イセエビ, ジュゴン
9. Kabuna pulanga (カブのサンゴ石)		Ngazi サンゴ礁の北西部にある	
【Anui Maza】 総称のみ			
【Gururai Maza】			
1. Nawai murap (ナワイの土地)	南西部のサンゴ礁の切れ込み	北西季節風期にジュゴン, ウミ ガメがそこからサンゴ礁内に入 る	ジュゴン, ウミガメ 魚類
2. Kubilap (黒い畑)	Gururai の北西に広がる, 石を ふくむ砂堆 (surum)	真珠貝漁業時代の仕事場 (漁場)	シロチョウガイ
3. Dogin gud (ドグの入り江)	Gururai のサンゴ礁南部の小さ な切れ込み	Dogin gud の西側の入口に大 きな岩が水面下にあり, そ こでジュゴンが身体を擦る (Dangalau nganu gar nudai kula). その後, 東の波砕帯付近に來 て, サンゴ礁内のアマモを索餌, ジュゴンがそこを通るので, 滴 ち潮時にそこで待ちかまえる	ジュゴン
4. Kadalai	南部の狭い通路	マビアグ本島の墓所近くの小川 と同じ呼び名, それに因む。ヤ リ漁の場所, ジュゴンの通り道	魚類 ジュゴン
5. Gauma	サンゴ礁東側の小湾 (aba)	Gururai のサンゴ礁を横切ると きに使う, ジュゴンやウミガメ は引き潮に伴って, この湾を 通って沖合いに出る, 漁場・狩 猟場	ジュゴン, ウミガメ 魚類
6. Susain	サンゴ礁の東北部の入り江		イセエビ, ウミガメ

地名	特徴	補足説明	資源利用
7. Bubu (ブーブ)	礁内北部にある大きな立岩	目印 Fr. Bani Lee が名付けるマビアグ島の地名による	
【Kurad Dadalag】 (岩だらけの中の島)			
【Biuna Dadalag】			
1. Tatana taiwa (タタの白石)	東端の白石が目印	Biuna dadalag の東部の岩礁で、白い岩がある。それに因んで岩礁全体をそのようによぶ。サゲールの南東貿易風期に満ち潮で、ジュゴンがサンゴ礁間の水路に入るの、ジュゴンを待ち伏せる地点	ジュゴン
2. Pediau mutil (耳飾り)	水路の深み	Biuna dadalag と Kurad dadalag との間の水路の深み	
3. Geinau Kusa (トレス鳩の川)	東部の水路	Biuna dadalag 東部の Tatana taiwa との間の水路、北東の Koi Maza への抜け道 (passis) マビアグ本島の地名に因む	
【Koi Maza (大サンゴ礁)】			
1. Aba (湾)	Koi maza 南東端の大きな湾入	潮の満ち干に伴って、ジュゴン・ウミガメがこの湾入を通してサンゴ礁に出入りするので恰好の狩猟場、かつて北西季節風期の真珠貝ボートの停泊地	ジュゴン、ウミガメ
2. Talpai nab	東岸中央の入り江	1. の Aba と同じく、ジュゴン・ウミガメがサンゴ礁内部と沖合との間を出入り。好漁場・好狩猟場	ジュゴン、ウミガメ
3. Koi kusa gud (奥深い川のような入り江)	Koi maza の北西 (kuki) 側の深い切れ込み (入り江) 海底は砂堆	Koi maza 内部に入る水路、満ち潮時ジュゴンがそこから内部に入り東側の波砕帯の内側で索餌とくに夜間の狩猟に好適	ジュゴン
4. Mugi kasa gud (浅い川状の入り江)	3. の北側にある小さな入り江	3. と同様	ジュゴン
5. Football sand bank	Koi maza 内南西部の砂堆 (surum)	景観の類似性による	
6. Piliw kuth	Koi maza 南西部沖合の場所 底質は泥と藻場	かつての真珠貝漁場	シロチョウガイ
7. Sigakubar (遠方のヤシ殻)	Koi maza 北東部 (naigai) の波砕帯の内側にある潟	季節には子ガメが多く見られるそこから Koi maza の東部に沿って南下、潟の形がヤシ殻に類似	
8. Bulu bell	Koi maza 東北部の大きなサンゴ礁、水の濁りが著しい		シロチョウガイ イセエビ
【Beka Reef】			
1. Kapul gud (良江)	サンゴ礁内に深く入り込む細長い入り江	Beka reef を東西に貫くほどの入り江	イセエビ
2. Ailwidai ngur (アイルウイダイ崎)	Beka reef の西端、大岩がある	航路の目印	
3. Wanakai (人名)	Beka reef 北側中央沖合の大岩	大岩のまわりにサンゴ礁、周辺は好漁場、真珠貝漁業時代、南東風を避ける停泊地	魚類
<Nada Reef>			
<Football Sandbank>			
<Numar Reef>			

地名	特徴	補足説明	資源利用
【Buru lag】			
1. Dai mai (ダイヤモンドの訛)	Buru 島南部の東西に通じる水路 その水面下の砂堆の中にダイヤモンド形の大岩がある	真珠貝漁業時代の仕事場	シロチョウガイ
2. Aril bag	Buru 島南部の小さな湾入 Buru 島内部から川が流れ込む	真珠貝漁業時代、北西季節風期の停泊地	
3. Buru gud	Buru 北東部の大きな湾入	南東貿易風期 (sager), 北西季節風期 (kuki) の停泊地, 3, 4 艘のボート停泊可能	
【Kuiku pad (大丘)】			
1. Gud gangal (入り江の大岩)	Kuiku pad 東北端の入り江	Kuiku pad を縦断する 1 つの水路	ジュゴン, 魚類 イセエビ
2. Gagagal ngurdaizinga	Kuiku pad 北側の切れ込み	サンゴ礁内部に入る途中までの水路, 外海側はイセエビ漁に最適	ウミガメ イセエビ
3. Kalkak (喉の凹み)	Kuiku pad 東側の波砕帯の内側, イーとよぶ地帯で, 丸石が多く立つ潟	海が荒れる時のジュゴン狩猟場 イセエビや魚類の漁場	イセエビ 魚類 ジュゴン
4. Giwana pulalnga (ギワの石場)	Kuiku pad 北東部, サンゴ礁内の石の集まる場所	ギワは人名	イセエビ ウミガメ, 魚類
5. Dada hapu (中央の庭)	Kuiku pad 東部のサンゴ礁に囲まれた湾入, 台上の地形になり, 畑のようである	海底にはアム (ジュゴン草) が生え, 索餌にくる。とくにサゲール (南東風) の海が荒れる時には, ジュゴンは避難所としてそこにやってくる	ジュゴン
6. Aki (ngur)	Kuiku pad 南部 Dada hapu の入口付近に突き出たサンゴ礁および海面下の大岩	ジュゴンが身体を搔く岩がある ジュゴンの狩猟場 そこに Imu kuth という通路がある	イセエビ ジュゴン 魚類
7. Kawanu mui	Kuiku pad 南部サンゴ先端の通路	バドゥ島とマビアグ島を往来するときのひとつの通路。Kawanu muiAki-Dada hapu-Gud gangar を通過	
8. Bilau lag (ブダイの場所)	マビアグ本島 Sipi 岬の向い側岩や石はなく, 藻場 (北東部の真ん中)	ビラ (ブダイ類) が多く, この名前がある	ブダイ
9. Mayil dan (真珠貝の深み)	Kamutnab の岩礁と Kuiku pad の間の水路	深みとなっており, 海草が生え, かつての真珠貝の漁場の 1 つ	シロチョウガイ イセエビ
10. Katal wain	Kuiku pad の Aki の外側の大岩 それを北西端とする小サンゴ礁の名	漁場	魚類
11. Bupuu kuth	Kuiku pad サンゴの北西端	ナポレオン水道を抜けた目印 迂回してカボチャ島に向かう	
12. Korenu kakai	Pulu 島の西側の小サンゴ礁	漁場・狩猟場	魚類, イセエビ, ウミガメ
13. Newa nika (ネワが座る)	Pulu 島の南, Kuiku pad との間の大岩	Story Place の 1 つ	ヒラアジ
14. Gari	Kamutnab 西方の石だらけの場所		イセエビ
15. Yabina kap (ヤビの大岩)	南東部サンゴ礁近くの大岩	ヤビは女性の名前	イセエビ, ジュゴン
16. Bazain	Kuiku pad 東南部 Dada kapu の中にある大岩。まわりは潟		コバンザメ
17. Sabiu mui (ベニスの割れ目)	Kuiku pad 中央南部の大岩, 東から近づく通路。その先端がベニスのように割れていて, この名がある	ジュゴンの索餌場	ジュゴン

地名	特徴	補足説明	資源利用
18. Akana(Pauna) maita 祖母(パウ)の腹	そこに竹を突っ込むと多くのイセエビが飛び出す	かつてパウという女性が多数の子供を産み、それに因む	イセエビ
【Yadi Reef】			
1. Marte pasia	マーテ島とンガジ礁との間の水路		
2. Yadi passis	Yadi 島北側の水路		
3. Wasalgina mui	Yadi 礁中央の凹み、底部は大小の石をふくむ砂堆	Yadi 礁への出入りや潮が引くときおよび干潮時の通路に利用	ジュゴン イセエビ
4. Isulan mui	Wasalgina mui の東側にある凹み	同上 Yadi 礁は全体にアマモが生え、ジュゴンの好狩猟場	ジュゴン
5. Yabit (腹)	コーリン・カカイ水路の南の出口付近 長い腹のような形の礁嶺	形の類似性による命名 干潮時には出現、通過する際の目印	
6. Mekeina thura (アーモンド礁嶺)	Yadi 礁の西部の礁嶺	干潮時の礁嶺の形が野生のアーモンドの実の形に似る	
7. Kukuzina kabauzinga	Yadi 礁沖合い北西部の砂堆	Story Place の 1 つ	
8. Zug (二の腕ないしジュゴン嶺)	Yadi 礁北西部の全体を指す		
9. Zug surum	Zug の沖合い側にある砂堆		
10. Watarau kuth (薪岬)	Yadi 礁の西の先端部	その北側に大きな岩が並んでいる	イセエビ
11. Kolin kakai (コーリンの礁際)	Yadi 礁とホームサンゴ礁の間の水路	パナイに基地のあった真珠貝業者 Colin が「パドゥ沖」や「北の沖」漁場との間を往復するときに使った水路	
12. Yadiu malu (ヤディの海)	Yadi 礁北部の海		
【Home Reef】			
1. Imul kursar	東北部の属島 Talabi と Kaub との間の岩礁	浅瀬があり、魚類が多い	ブダイ イサギ
2. Awaiyal kursar (ペリカン岩礁)	Subur 小島北部の岩礁	満潮でも水面下に沈まない ペリカンがやってくる サンゴ礁に囲まれている	魚類 イセエビ ウミガメ
3. Zangan	Subur 小島南部の岩礁	目印 日中は Subur 島との間を通過するが、夜にはこの岩礁の外側を通る	
4. Panai gath (パナイ礁)	Panai 岬南部のサンゴ礁	北西季節風期の午前中の引潮時、多くのタコがサンゴ礁上を這う	タコ
5. Wakaid (喉元)	底部は砂質	細かな貝殻がたまる	
6. Sabil gath (危険なサンゴ礁)	Panai gath 東側のサンゴ礁	満潮時は Panai gath と Sabil gath との間を抜けるが、潮が低い時は Sabil gat の外側を通る	
7. Upi Tuikui	マイダウ川口沖の 2 つの立岩の周辺は藻場	その 2 つの岩をそれぞれウピとトゥイクイという釣漁場 (満潮の時がベスト)	魚類
8. Kazi gath gud	現在の new villege(bag) の前面のサンゴ礁	釣漁場	ヒラアジ
9. Barnab surum	Kazi gath gud の沖で東西にのびる砂堆	その東端の石が Barnab とよばれかつてはその石が見えていたが、今は砂で覆われてしまった。午前中の引潮時には、砂堆が現れる	

地名	特徴	補足説明	資源利用
10. Telmana barras	Bagau kusa (バグ川) が流れ出す所	引潮時に釣漁場	魚類
11. Baiau damu (Bai の藻場)		バイは Kawani Motolop の幼名 彼が常にそこで魚を捕っていた ヤス漁の場所 引潮時には現れる ジュゴンも時折やってくる	マルコバン (北東風の時期)
12. Pharak	犀の角のようなサンゴ礁が多く突き出ている	死んだサンゴ 年中使う好漁場	ブダイ, スジアラ, マダイ, ダツ
13. Suzain	Baiau damu および Pharak の外側のサンゴ礁, 間に水路, 藻場	夜半にウミガメがやってくる日中はない, 釣漁	魚類 イセエビ, ウミガメ
14. Diuwai thura	Gumu から Sipingur にかけての円弧を描くホーム・リーフ その先端部は小規模ながら幾重かの礁嶺になっている	礁嶺の間には, 干潮時もフィッシュ・トゥラップのように小さな魚類が残留し, ヤスヤリで突く	イサキ, ヤッコダイ コブダイ, サヨリ
15. Bidun diwai (thura)	Mabuiag 島の南部, Sipingur と Auburngur との間のホーム・リーフ	Diuwai thura と同じようなものがある ヤス・ヤリ漁	同上
16. Bayalna kap	Bidun diwai thura のサンゴ際の大石	釣漁場, あらゆる魚が集まる 銀ザメも多く, 噛まれたこともある	魚類
17. Urud kugi	Mabuiag 本島の真南にあり, 干満による東西方向の潮流がもつとも激しいところ, 小島	白人は潮島 (tide island) とよぶときおり, 本島との間を通ることもあるが, たいていその沖合を通る 回遊性の魚類の fishing spot の一つ	サワラ類 ヒラアジ クイーン・フィッシュ
18. Bulbul kursar	Mabuiag 南部の岩礁	潮流が激しすぎて, 漁には不向き	
19. Gudwai	Mabuiag 南端から西北方向, Taupagai の沖, 礁際の内側の深み (aimail)	藻場がある 好漁場	シロチョウガイ スジアラ
20. Yatanab	属島 Mipa の西, ホーム・リーフ上にあり, 大きな潟, 藻場でもある	大きな岩礁群が目印 引潮時, 本島から歩いて行くことができ, 魚のヤリ, ヤス漁の場所ときには, ワニもいる	魚類
21. Buai kura	Yatanab の隣にある岩礁群	干潮時, 本島西部のイー川から礁原を歩いて Mipa 島に渡り, そこから Yatanab や Buai kura に歩いていける 好漁場	フエフキダイ mangrove Jack
22. Raum surum	ナポレオン水道の真中にある砂堆	海が深く, そこでは漁はしない Raum は昔のバドウの人の名前	
23. Kamutnab	Pulu 南西部の石塊群	Story place の1つ, ナポレオン水道の目印の一つ	
24. Warik mai	本島北西端 Kalalag に隣接する深み	干潮時にも潟が残る	
25. Uzu	Mipa と Kamutnab との間の深み		ジュゴン, ウミガメ 魚類
26. Kadalag tapal	Widul 島の南に大きな潟, そこに大石がある	その大石の名前 海は深く, 魚は表面で泳ぐ	魚類
27. Adakal	属島 Pulu の西側, 2つの小さなサンゴ礁	ナポレオン水道を通過するときその本島寄りを通る	イセエビ 魚類
28. Wapadal dan	ホーム・リーフ最西端にある潟	wapad は木の名前で小舟を作った 潟は通路として使う	魚類
29. Sagu dan	Kolin Kakai の南西端入り口の潟	底には大きな岩があり, 深みとなっている	

地名	特徴	補足説明	資源利用
30. Madui	属島 Purarai と Aipus との間のサンゴ礁、底質は小さな岩や海藻	干潮時、本島、Purarai から歩いて渡る 漁場	イセエビ プダイ
31. Kuthan wup			
32. Wazegna dan	Aipus と Widul との間の細長い潟 その南端に Amipulu とよばれる岩	潮が満ちると、そこを通り、Widul と Kadalag との間を抜ける 漁場 ベリカンに関わる Story Place	Yam ボラ ヒラアジ
33. Mugi kabak	小さな岩群	その周りを潟が囲む	
34. Koi kabak (Ada kabak)	大きな岩	同上 干潮時、そこまで礁原上を歩いて行って、岩の上から釣り	プダイ、イサキ
35. Baga dan	Purarai と本島との間の深み 底部に岩がごろがっている	漁場の1つ、スティング・レイが多い サメが現われ、逃げ回ることもある	魚類
36. Kongan	Tapil Ngaidat の沖のホーム・リーフ上の小島、島の本島寄りおよび外側に2つのラグーンがある	干潮時、リーフ上を横切り、周年の釣漁場	魚類
37. Masam kauta	Aipus 島南東端の小島		
38. Galnga	Tituilau pad の北部、海岸沿い 底部は岩だらけ	川がそこに流れ出す	ヒラアジ ゴンズイ
39. Mokanil kursar	Palamau ngur の北東の岩礁	満潮時にその上に立って釣りをする	ヒラアジ、イサキ アイゴ、フグ
40. Dabangai malu	Dabangai の北、Gururai サンゴ礁の西の海をいう	真珠貝漁業時代の漁場	シロチョウガイ
【バドゥ島海域】			
1. Multai	南のバドゥ海域の島		アオウミガメの卵
2. Pampkin I.	同上		ベッコウガメの卵
3. Kanig	同上		ジュゴン、ウミガメ

ぎず、地名を手がかりとした動的なイメージのふくらみを持つものである。すなわち、ジュゴン猟の場合、藻場の存在が重要であるのだが、単に藻場だけではなく、それ以上にジュゴンが潮の満ち干にもなってサンゴ礁内の藻場のある浅瀬と沖合を遊動するために、サンゴ礁の深い切れ込みにそった移動経路やその途中の「身体を掻く岩 (Dangalau nanu gar nudai kula)」、風波の激しいおりの策餌場や避難所など、ジュゴンの行動特性に関連した動的な海底の認識がなされている。また、ジュゴンは策餌にあたってその時の潮流の方向や流速にも敏感であるために、季節風との関係や潮汐の激しさによって索餌場を変え、潮時による狩猟地点の選択も重要である (松本 1997)。策餌するアマモにしても、島人たちがナイリとよぶ若芽の段階をジュゴンが好んで策餌すること、サイクロンにもなった海底砂の移動によるアマモの埋没や回春のために索餌する藻場の変更とジュゴンの一時的 (数年～10 数年) 退散が中長期的に起こることもハンターたちは熟知しており、広域にわたる猟場の分布は中長期的な狩猟場の選択の可能性を示すものである。上記のようなジュゴンの行動や海面下の知識はハ

ンターの身体的技能とともにジュゴン猟の成否を左右するものである。とくにジュゴンの場合は、後述するように文化的な意味づけが高く、儀礼後の会食には不可欠な食物であるために、広域にわたって開発された狩猟場の認識は捕獲の可能性を高めるための保証といってよいだろう。

資源利用と関連したジュゴンよりも広域にわたる地名の分布は1960年代まで行われていた商業的な真珠貝漁業の漁場およびそのおりの避難所ないし停泊地によるものである。それらはもはや高齢者たちの記憶のなかにとどまる過去のことに属しているが、この場合も卓越風・潮流・海底地形や湾入ならばその規模といった、あくまで実践的な行動との関係で意味を与えられる場所の認識である。海底の地質や地形に左右されるシロチョウガイの生息地、海上での風向・風速・降雨などの急激な気象の変化による危険性の回避、それに小潮時という一定の期間連続的に海上で操業することの必要性のために、サンゴ礁の湾入など、操業期の卓越風を考慮した夜間の安全な停泊地の確保が不可欠な条件だったのである。

1970年代以降には、真珠貝漁業に代わって、イセエビ漁が商業的漁業として行われ、この資源利用がジュゴン猟とならんで、広域にわたる新たな海の世界の経験を島人たちにうながしている。イセエビ漁も、先住民の場合、船外機を付けたアルミニウム合金製の小型のボート（ディンギー）により砕氷をつめた保冷箱を持参するだけであるから、その行動範囲は日帰り、ないし1泊2日の4,50キロ圏である。イセエビは漁期のあいだに南から北に移動し、水温の変化にともなって生息場所の水深を変える習性をもつので、それを熟知する島人たちは時間的経過と気象条件のちがいの中で操業域を変えていく必要があり、これも比較的広域におよぶのである。

それらに比べると、魚類の資源利用については、マビアグ島に隣接するラグーンとサンゴ礁壁際といった近接地域が多い。一部の地名にもあらわれているように、ある特定の魚種が密棲するフィッシング・スポットもある。しかし、魚類の豊度は濃く、また島人によると場所的・季節的な変化も少なく、日常の食糧としても魚種を選択性はほとんどない。他の島々において、ボラやイワシ類の魚群、あるいはサワラのような大型の回遊魚が季節的に接岸するところでは、刺網漁や投網漁あるいは引釣り漁も行われているが、マビアグ島の場合はほとんどサンゴ礁の根付の魚類を対象としているためかもしれない。獲れた魚は、サメ・ウツボ・ウミヘビ・コバンザメなどをのぞけば、すべて消費され、捨てられることはないし、また必要以上に捕獲されることもない。

魚類を対象とした漁法といえば、釣り針と錘子と釣り糸だけからなる手釣り漁がもっとも一般的である。女性や老人が磯辺や栈橋から釣り糸を垂れるケースが大半であって、日々の生活ではこの磯辺での手釣り漁で賄われている。マダイやブダイなど特定の魚種のみを捕獲したい場合には、潜水によるヤリ漁もみられるが、ジュゴン猟や

イセエビ漁の帰途に副次的に行われるケースが多い。表2にみられるように、遠方のサンゴ礁における魚相についても、ジュゴン・ウミガメ猟やイセエビ漁の潜水時に観察しているので周知しているが、魚類捕獲のためにのみ、そこへ出かけることはない。また、マビアグ島の裾礁でも、干潮時に潮溜りがみられ、そこでは残留する魚類をねらって、ヤスないしヤリ漁が行われることもある。

しかしながら、ホーム・リーフにしろ、それ以外のサンゴ礁にしろ、地名によって名付けられる範囲は1つの岩礁とその周辺といった小規模なものから、両端を水路に区切られたかなり広範囲を指すものまであり、魚類のフィッシング・スポットはその名称でよばれる範囲よりも限定的なものである。したがって、地名の意味それ自体にはあられないとしても、補足説明に示したように、その場所の特徴は明瞭に把握されている。魚類の豊度のゆえに、J. ヨハネス氏が他の太平洋地域において強調する魚類の産卵場所や産卵期に関する知識は希薄であり、そのために、マビアグ島の帰属海域全域におよぶような魚類利用地点の選択性もみられない。

以上のように、資源利用の観点から、その利用場所との関係を見ると、魚類や食用の貝類は村の隣接域にあり、ウミガメがその周囲、その外縁に位置する漁場がジュゴンと商業的漁業の対象であるイセエビということになる。さらに、今日ではマビアグ島の人々にとっては過去のものとなった真珠貝漁場がもっとも外縁部まで位置していることになる。目下自給的にしか利用されていない魚族は豊潤である。いわば、彼(女)らにとっての資源としての価値づけが作用し、より価値づけの高い資源には、その捕獲の機会を高めるために、より広域にわたる資源開発の可能性を知識として蓄えているということである。

いずれにせよ、彼(女)らの水面下の認識は地名そのものよりもその解説にあらわれているように、その場の静態的な知識というより、地形・地質、それに動きのある生物と潮流と気象が加わって、より複合的で身体化された海上・海中における実践的な行動に裏打ちされているのである。

3.3 主流社会のトレス海峡

これまで、地名を通して文字通りの資源利用という観点から、その概略を示してみた。しかし、先住民という言葉にこだわるならば、資源利用に加えて、海という世界のもつ彼(女)らにとっての意味を考えなければならない。それが、少数民族としての先住民と主流社会との対立を生み、ひいては先住民問題といわれる人権問題にもつながっているからである。この点を浮き彫りにする手がかりとして、ここでは、同一の海に関わる三者を取り上げてみる。

1つは先住民であるトレス海峡諸島民、もう1つがイセエビ漁を専業として行う沖縄からの戦後の移住者、さらにもう1つが自然保護や環境保全のために環境アセスメ

ントを行う海洋生物学者たちである。ある意味では後二者は主流社会を代表するとも考えられる。専門漁業者は、先住民とならんで、この海に関わる他の白人漁業者と同様、一方の利害関係者であり、海洋生物学者は資源利用に関して「客観的」に国民国家政府の諮問に答え、政府がこの海をとらえるまなごしを代弁しているともいえるからである。

先住民の関わり方についてはあとで述べることにして、まず専門漁業者は海の世界とどのように関わっているのであろうか。彼は元々沖縄時代に小学生の頃から海に潜り、青年時代まで沖縄・八重山、それにインドネシアの海で潜水の仕事に従事していた経験があった。彼は第二次世界大戦後真珠貝漁業の契約労働者としてこの地にやってきたのだが、漁業の衰退後、1970年代の前半にトレス海峡でイセエビ漁をはじめた人物であり、海峡じゅうにその名が知られているイセエビ漁の専門家である。前項で述べたマビアグ島の北に連なるサンゴ礁群でも、海峡内の主要なイセエビ漁場であるために、1980年代しばしば冷凍船を母船として木曜島から出漁し、近隣の島人を雇い、イセエビ漁を試みていた。もちろん、彼自身も潜水してイセエビ漁を行い、その海域でイセエビをみつけだす早さや捕獲する技量は島人を抜き出ており、島人たちも一目置く存在である。だから、彼がこの海峡の海に習熟していることはまちがいない。

その彼はマビアグ島の北に広がるサンゴ礁群を、全体としては官製の海図上に表記された英語名のオーマン・リーフ、個々のサンゴ礁については、南から北に向けて、No.1リーフ、No.2リーフ、No.3リーフと単に数値で命名しているだけであった。母語とビジン英語のバイリンガルで暮らす被雇用者の島人たちとはもっぱらこの用語でコミュニケーションをはかり、島人自身がその海をどのように把握しているのかという点には一切関心がなかったし、海底の地名はもちろんのこと、イセエビの生息場所についても島人にたずねるようなこともなかったのである。

かつての真珠貝漁業でも、その主な担い手であった日本からの出稼者たちは漁場を「キタノオキ（北の沖）」や「バドゥオキ（バドゥ沖）」などと名付け、自分たちの世界として組み立てていた（高山1937;松本2001）。要するに、よそ者の専門漁業者は特定の漁獲対象の生息環境や行動特性あるいは捕獲技術については習熟するのであるが、彼らにとっては、この海が物質的かつ経済的なイセエビやシロチョウガイの漁場以上のものでもなければ、以下のものでもないのである。

同じ海に資源という点で関わるのが資源保護や環境保全のために資源調査やモニター調査を行う海洋生物学者たちである。彼（女）らもある意味では上記の専門漁業者と同一の思想的基盤に立っている。それには、ジュゴンの専門家もいれば、魚類の専門家もいれば、イセエビの専門家もいる。それぞれは「トレス海峡条約」にもとづく保護地帯管理局や生物保護局や国立公園保護局などの公的機関から委託を受けて個

別に資源調査を実施し、資源量のシミュレーションを行い、持続可能な捕獲量ないし漁獲量の上限を導き出そうとするのである。広大で、かつ複雑な生態系の海洋生物を対象にするのであるから、その努力たるや並大抵のものではない。それには、生物1種だけでも、その調査となると、膨大な時間と費用が必要とされる。研究者たちの苦勞は充分承知しつつも、一体彼（女）らの目には海洋の世界がどのように映っているのであろうか。

たとえば、ジュゴンのケースをみてみよう。一方で、彼（女）らはジュゴンの生物学的な属性について解剖生理学的に寿命、受胎期間、初産の年齢、受胎間隔および受胎回数、授乳期間、策餌習性や養育の様態、行動圏、地域グループの遺伝子など個体レベルの知識を蓄える。他方では、この海域でのジュゴンについて、海域に地図上でメッシュをかけ、航空機による空中観察を基盤にしてさまざまな修正を加え、海峡全域の個体数と分布密度を推測計量する。付け加えるなら、その領域における水深分布やジュゴンの策餌する藻場の分布も関連させるのである。そして、空中観察されたジュゴンの個体数と生物学的な再生産率の推定値から持続しうる捕獲可能頭数を導き出すのである（Marsh 1984, 1999; Marsh et al. 1997）。

魚類調査の場合にも、主として底棲魚類の分布と量を算定するために、生きたサンゴの活動する裾礁外縁部の礁嶺と礁斜面、その内側の岩や礫の分布する礁原上のラグーン、そして満潮時に冠水する砂浜の部分といった大まかな海底地形・地質の形式的区分に、この地のサンゴ礁の発達や潮流、魚類の行動と深く関係する卓越風の方向性（風上－風下）を指標に加えて、島の海浜から礁原の先端部までを複数のセクションに区分する。そして、各セクションにおける魚族の種類、その豊度（個体密度）、さらに住民による魚種別の漁獲量を基準にして、環境アセスメントと持続可能な漁獲量の算定を行うのである（Pointer and Harris 1991）。もちろん、研究者たちの側でも、そうした資源調査やモニター調査が多くの不備をふくむものであり、広大で複雑な海洋の生態学的全貌を明かにすることは至難の技であることを自覚している。少しでも、持続可能な資源開発に有効な数値の算定を意図しているのであり、そうした調査が一層進められなければならないことはいうまでもないだろう。

しかしながら、興味深い点は先住民とよそ者である專業漁業者や研究者とのあいだの海との関わり方のちがいである。研究者によってとらえられる海の世界は魚族の分布と豊度に関与するであろう机上の形式的な地形・地質・植生・気象によって分節化された姿か、メッシュをかける等質な広がりである。しかも、最終的にめざすところは数値に還元された物理的な世界である。また、もっぱら商品として海洋資源を捕獲する專業漁業者も海底や海の様相について習熟しているとしても、それはあくまで漁獲対象の捕獲に関わるかぎりであって、それ以上の意味を持つものではなく、その表現としては機械的にそのサンゴ礁を数値による命名によって地理的イメージを構成し

ているだけである。

3.4 先住民の海の風景 (Seascape)

ところが、島人にすれば、同じようにイセエビを採るとしても、よそ者の専業漁業者には数あるフィッシング・スポットの1つにすぎないであろうコイ・パッド礁の<アカナ・マイタ(お婆さんの腹)>は、かつての島人である‘パウお婆さん’が多くの子供を生んだということ、その場所を竹でつくと、岩穴から多くのイセエビが現れ出るといったイメージとの連鎖をよびおこすのである。ヤディ礁のコーリン・カカイにしても、マビアグ島に真珠貝漁業の基地があった20世紀初期に、白人の現地マネージャーであるコーリンが基地と漁場との往来に使った航路という歴史がそこには刻み込まれている。ときには時間から独立したような伝説とともに生きている場所もある。地名の意味やそのふくらみが時間とともに変容することも事実であるが、彼(女)らにとっての地名は、彼(女)ら自身が「それは私たちの図書館だ」と表現するように、島人として読まれるべき、あるいは聞かれるべき伝承を書き込んでいるのである。

しかしながら、それはまた過去の記憶をとどめる固定的なものと考えられるべきものでもない。アカナ・マイタにしても、歴史のある時点で生まれたものであるし、1970年代から起こった真珠貝用ボートから船外機を備えた喫水の浅い小型ディンギーへの航海手段の切り替えは、サンゴ礁上の新たな航路を開き、そのスピードとともに、通過可能点の海底地形の認知やジュゴン猟の新たな技法の開発や潮上へ向けての航海といった新たな経験世界を広げて行くのである。

こうした意味では、海底の地名やそれが喚起するイメージの世界は単なる地図上の静態的な位置表記ではなく、あくまで彼(女)らの実践的活動によって再構成され、活性化されている性格のものなのである。前項の資源利用でも示したように、歴史的な記憶ばかりか、複雑な、しかも浅い海での航海の途次の、その潮時における通過の可能性(彼らは目的地への移動において可能なかぎり、最短距離をめざす)、海獣類や魚族の、ある時期(北西季節風期と南東貿易風期、大潮・小潮時、満潮・干潮など)の具体的な行動特性と関連したその場所の把握、それに、そうした狩猟漁撈上の対象の地域的偏差などによって立ちあらわれる海の風景は、日々の語りや航海、それに何よりも狩猟漁撈活動の実践において再生産されているものなのである。

しかも、より強調すべき点はそうした海上・海中での経験世界が詩歌やダンスとして織り上げられていくことである。オーストラリアのアボリジニの世界でのドリミングにもとづく海面下の聖地(story place)といったような「伝統的」な精神的意味とはちがっているが、彼(女)らの詩歌とダンスの制作は少なくともこの1世紀のあいだ、南太平洋からの契約労働者の流入を契機として活性化されてきた、彼(女)らのもっとも意を注ぐ表現活動である(Laade 1977; Beckett 1982)。そうした詩歌やダン

スとして再構成された海の風景が専業漁業者や研究者たちの描く海洋資源利用という物質性をこえた先住民にとっての海の意味の世界を構成しているのである。詩歌やダンスの制作には、食糧の獲得や海上交通という機能的な意味をこえた感情の世界がまわりついている。

彼（女）らの詩歌にはいくつかのジャンルがあるが（北大路 1983）、もっとも数多く作詞・作曲されるのは海上・海中における経験世界である。その詳細については拙稿（1991, 1997, 1999）に譲るが、彼（女）らはその意味の了解のためには、まさに彼（女）らの海での感性としての経験が不可欠であり、他のコミュニティの者にはそれが分からないともいうのである。こうした歌が、日々の語りとならんで、島人のあいだに共有され、日々の生活や誕生・結婚・葬儀のあとの宴、さらには島々間のコンクールの場で歌われ、場所の地理的想像力を核とした自分たちのアイデンティティが再生産されていくのである。それを通して、その海域の歴史や特性を知り、他のコミュニティと差異化をはかりながら、人々が社会的かつ文化的にその領域と特別な関係を持っていることを確認していくのである。

マビアグ島の人々は海という物理的な舞台上で演技する単なる俳優ではなさそうである。よそ者の専業漁業者には、漁獲資源を獲得するための汎用性のある数値によって分節化された地理的イメージの舞台であればよい。資源調査やモニター調査を行う白人の研究者たちの目には、作業上のフレームワークとはいいながら、サンゴ礁の海底地形や地質、それに魚種という机上で分節化された海である。ところが、海峡の先住民という俳優のうちでは、数々の物語が日々の語りと航海と狩猟漁撈活動をつうじて紡ぎだされ、自己と場所を結びつけているのである。それが、彼（女）らにとってはこの海で生きるということなのである。

そのことが、ひいては、持続可能な資源開発や管理を意図する主流社会の政府側と、先住民側の海域に関する意識のちがいや共同管理における軋みとなってあらわれてくるのである。彼（女）らの海は主流社会の機能的に専門化した生物経済的な資源とか、法制度のなかにある漁業する諸権利といった文化の質とは異なる多くのものをふくんでいる。たとえば、今日、彼（女）がオーストラリアの主流社会の法制度にもとづいて、'慣習的海洋保有（Customary Marine Tenure）'を先住民権原審判所や裁判所へ提訴するさい、「海洋の排他的所有権」という主流社会の用語を使うとしても、それは主流社会とのコミュニケーションの便法であって、その内容は大いに異なっているのである。それらが'彼（女）らの海'としてアイデンティティの一端、つまり慣習的海洋保有といわれるものの一部を形づくっている（Peterson and Rigsby 1998）。彼（女）らにとって、海洋は自給的な生産活動が唯一の関心事なのではない。その領域や保有の基底には、物質的な生計の維持とならんで、場所感覚の文化的な再生産がある（松本 1991, 1999）。

4 国民国家の中の狩猟

4.1 先住民とジュゴン

前節で述べたように、海峡の島の中で先住民による狩猟活動の技術的側面やその活動による海洋世界の活性化や文化的再構成の側面を表面的にみているかぎり、国民国家や国際社会の影は表立ってみえてこない。

しかしながら、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されているジュゴンは第2節でも少し触れたように、目下のオーストラリアにおいてはトレス海峡諸島民やアボリジニといった先住民にのみ関わる問題ではない。世界のジュゴンの生息域が縮小していることは事実であり、そうした中でトレス海峡は世界最大の生息数を有する海域であって（Marsh 1995/96）、政府にしろ、科学者にしろ、自然保護団体にしろ、さらには一般市民にしてもそれぞれの立場からの見解をもっている。そのために、トレス海峡諸島の先住民・資源・海面利用および管理においては、ジュゴンをめぐってもっとも緊張した問題が生じている。この節では、トレス海峡条約の背後にあるそうしたさまざまな立場の動きを述べてみよう。

4.2 ジュゴン・科学者・先住民

オーストラリアでは、世界におけるもっとも稠密なジュゴン生息地という利点を生かしながら、1970年代以降北部クインズランドのジェームズ・クック大学を基幹研究機関としてジュゴン研究が進められてきた（Marsh 1981; Marsh et al. 1984）。海峡域における生物で、生物多様性、環境保全の目的でこれまでもっともモニター調査の予算が投じられ、研究が進められてきたのはジュゴンである。しかしながら、現在までのところ、国民国家の主流社会側からみれば、ジュゴンの利用・管理は必ずしもうまく行っているわけではない。それは先住民側からの政府や科学者に対する疑心暗鬼があり、ジュゴンの捕獲管理は政治問題に発展する恐れがあるからである。たとえば、先に述べたトレス海峡保護地帯管理局下の科学者助言委員会やグレート・バリア・リーフ海洋公園局（Great Barrier Reef Marine Park Authority）によるトレス海峡の持続可能な開発に関するシンポジウムにおいて、1つには科学者の報告内容が学者仲間の議論に供するものであるために先住民の理解を超えていることである（Lawrence and Cansfield-Smith 1992）。それ以上に、先住民のあいだには、そうしたモニター調査が管理強化や狩猟制限につながる可能性を危惧しているからである。科学者にとっては、こうした現実的な有効利用に向けた参加型の研究でなければ研究予算の獲得もむずかしい状況下であり、さまざまな基金や交付金を利用した研究プロジェクトが実施され、研究者の方はそれなりの業績をあげ、大学院生による博士論文の作成もそうした資金の延長上で行われているが、先住民の側では、論文作成過程で長期滞在了研究者や

院生たちが論文作成後再び姿をみせることはないといった不満も耳にするのである。

そのために、1980年代中頃、連邦政府は政府の研究機関を使ってトレス海峡諸島のウミガメとジュゴンの捕獲頭数の情報収集を行おうとしたが、その中心となるいくつかの島々では、調査が阻まれたこともある(Johannes and MacFarlane 1991)。グレート・バリア・リーフ海洋公園内のアボリジニの人々に対する狩猟禁止が自分たちの狩猟に対する禁止政策にもつながるのではないかと恐れたからである。その当時、ジュゴンの捕獲頭数が近年ではもっとも少なかった時期であり、研究者たちはそれをジュゴン生息数の減少の兆候ととらえていた。そして、それを1970年代からの新たな狩猟手段、可動性に富む船外機付きディングーの導入によるものと解釈し、狩猟圧が増大したためと推測したのである。

ところで、H. マーシュ氏をはじめとしたこの20年あまりの研究はオーストラリアのジュゴンの生態をつまびらかにしてきた。彼女は、1987年の空中調査では、海峡内の主要な分布地域が海峡西部のボイグ島南部とマビアグ島北西部のオーマン・サンゴ礁海域であり、誤差をふくめ、海峡域全体で $13,319 \pm 2,136$ 頭という数値を導き出した。そもそもこの調査は先にも述べたように、1980年代初期に島人たちによるジュゴンの捕獲頭数が減少し、危機感を抱いた政府の依頼を受けた調査であり、アセスメントの結果はトレス海峡諸島のジュゴンが危機的状況にあるというものであった。ところが、継続調査としての1991年の再調査では、 $24,225 \pm 3,276$ 頭の計測結果となった。調査の精度にもよるが、可能なかぎりの修正を加えて細心の注意を払って計測した結果なのである。彼女はその増加を空中観察の精度の問題や自然増によるものではなく、イリアン＝ジャヤの海域からの流入によるものと推測する(Marsh and Saalfeld 1992)。

一方、島人の側では、そうした捕獲頭数の減少や増大は長年の経験の中で、振幅の内ととらえ、「ジュゴンは他の藻場をもとめて一時的に去っているだけで、いずれ時が立てば、戻ってくる」と解釈するのである。その点で、1987年の海峡における空中調査および1991年の調査のシミュレーションでは、ジュゴンの生息頭数が増加しており、島人たちの予測のほうが当たってしまったのである。したがって、ハンターたちにとっては、海峡内のジュゴン生息頭数がどれほどの規模のものなのかはさほど問題にならない。生息個体数が増加して、狩猟場に出かけ、遭遇の機会がふえるなら多くの捕獲頭数を得るし、逆に少なければ遭遇機会が減少し、それだけ捕獲頭数が少ないだけにすぎないからである。ジュゴン総数の減少という考えは浮かんでこない。そして、ジュゴンが少なければ、それに代わるものとしてウミガメの捕獲を手がけるだけである。主流社会の科学者、市民、保護団体、政府の長期的な見通しを持つとうとする発想からすれば、そうした計画性のなさはいらいらさせられる行動パターンなのである。

ところが、そうした島人たちの態度も変更をよぎなくされている。トレス海峡諸島

民の「自治」への運動がそうした状況を見過ごしたままにしておかないからである。自治の力を付けるための自主管理は海洋資源利用や海洋管理にもおよんでいく。それゆえ、政治的リーダーたちは一方で政府に対して「伝統的狩猟文化」の保護をうったえると同時に、他方ではハンターたちに対して自治のための草の根的運動の名のもとに意識改革をうながしており、もはやジュゴン猟は国民国家内の政治力学の中で先住民による自己規制への萌しをみせはじめている。

そして今日、ハンターたちの耳にも主流社会側からの持続的資源利用という言葉は到達している。それは「将来の子どもたちのために」という主流社会側からのレトリックとともにやってくる。そのため、トレス海峡諸島の先住民のあいだでも、一部に先住民と主流社会政府との共同管理 (co-management) への歩みもはじまっている。すなわち、海峡内での捕獲量を算定するために各島の小学生を利用し、周年の捕獲データを収集するのである。しかし、休日や休暇期間の遺漏が出ることを予想して、科学者の側は訓練を受けたモニター要員によって狩猟活動の盛んな島を中心にサンプル調査を行い、周年の捕獲頭数のシミュレーションを試みる。小学校をベースとした数値は954頭 (1991-1992)、モニター要員の場合は1,226 (se204) 頭 (1991-1993の年平均) であった (Harris and Nona 1997; Marsh 1999)。いずれの数値も正確なものではないが、両者のあいだに250頭ほどの開きがあり、科学者の算定の方が数値はつねに高いのである。1994年の同じ科学者によるより精度を増した調査では860 (se241) 頭であり、パプア側の捕獲もふくめて、ほぼ1,000頭と算定されている (Harris et al. 1997)。H. マーシュ氏によれば、この捕獲頭数は最良の環境条件下におけるジュゴンの自然増加率5%からみると、目下の海峡域での許容限界値に近く、科学者として警告を發せざるを得ない状態らしい。ただ、彼女はその保護・管理について、学者の良心とあくまで生物学者としての限度を守って、最終的に海峡諸島民の判断に委ねざるを得ないと結論づけている (Marsh 1999)。

一方、先住民側も、「科学がどこに、どれほどの数があることを俺たちに教えてくれるなら、俺たちがジュゴンのことを気にかけて、モニターし、捕獲調整する効果的な方法をあみだすために、科学的な知識と在地の理解を結びつけることができるだろう。こうした相互協力には戦略と信頼が必要だ。過去1世紀にわたる保護者的な支配は本土の専門家たちをアイランダースに親しいものとは思わせてこなかった。科学は保護を口にするが、保護の必要性和俺たちの文化的伝統の要求のバランスをとることはできない。俺たちだけがそれをやれるんだ」と、ジュゴンの管理はつねに政治問題と背中合わせなのである。

4.3 先住民・保護団体・主流派市民

僻遠の地であるトレス海峡諸島、しかもジュゴン猟の行われる島々へは村会や村長

の入島許可が必要なので、一般の市民や自然保護団体の人間が訪れることはない。だから、先住の人々はオーストラリアの市民や保護団体の人間がどのような意見を持っているかについては洩れ聞く程度である。それゆえ、島の中にいれば、国民国家の主流社会の意見が政府機関をつうじ緩和された形でしか聞こえてこないが、政府の向こうに、科学者とならんで、「自然保護」や「絶滅危惧種」といった観念に支えられた主流社会の市民や保護団体がいるのである。それがジュゴンをめぐる1990年代初頭に鮮明化した。

1992年にクインズランド州議会を通過し、1994年に施行された「クインズランド自然保護法」はすべてのアボリジニとトレス海峡諸島民に、ジュゴンのような動物の保護計画の条項にしたがうなら、彼（女）らの伝統的な慣習に応じて、土着の野生生物を捕り、利用し、飼う権利を与えようとしたのである。そのとき、保護団体はラジオ放送や新聞紙上で激しいキャンペーン論争を展開し、保護団体の分裂騒動にまで発展したのである。争点は先住民の文化の保護と生物の保護とは別問題とする立場と文化の保護を容認する立場とのちがいであった。前者は先住民の文化と生物の保護は本質的に別問題として取り扱い、とりわけ国立公園内における狩猟には、妥協できないという立場であった（Marsh 1995/96）。

また、すべてのアボリジニとトレス海峡諸島民にクインズランドの伝統的な狩猟権を与えるという法制上の拡大は一般市民のあいだでもかなり強い反発を引き起こした。ポンテら（Ponte et al. 1994）のインタビュー調査によれば、北部クインズランド海岸都市における回答者の38%だけが国立公園内の伝統的な狩猟そのものを容認しているが、こうした回答者のうち85%が伝統的狩猟をヨーロッパ人到来以前の道具とやり方によるものに限定するのである。すなわち、科学者の算定した持続可能な捕獲頭数よりも、狩猟方法に対する要求が強かったのである。しかし、国際連合やオーストラリア連邦政府、それに先住民自身もこうした一般市民の態度があまりに心がせまく、人間の基本的人権を侵害しているととらえ、クインズランド自然保護法では、伝統的狩猟とはその使用される方法（手段）よりもその目的を重要視したのである。いずれにせよ、市民や一部の保護団体は「伝統的技術」に拘泥し、政府は彼（女）らの説得のために「伝統的目的」を強調するのである。

先住民の文化的価値をそぎ落として、許容頭数という近代消費社会の経済的な価値のみで評価されるようになれば、それこそ事態は最悪である。植民地時代、さらに脱植民地時代をとおして海洋生物に「経済的資源」のみのレッテルを貼ってきたのはまぎれもなく主流社会である。今日の多くの科学者たちの目には、ジュゴンは先住民にとって食糧資源、動物性脂肪・たんぱく源としての狩猟対象にしかすぎない。それらが国民国家の政治家や官僚に届くトレス海峡諸島民にとってのジュゴンの姿であり、そこから出てくる評価は捕獲頭数の制限か許容範囲かといった判断しかない。

しかし、誤解のないように言うておけば、捕獲頭数が多いからといって、彼（女）らは獲物を浪費するわけではない。ジュゴンの捕獲が常時可能というわけではない、また毎日ジュゴンばかりを食べているわけではない。とかく、生態学者や海洋生物学者は他地域との比較のためでもあろうが、周年の捕獲頭数から有効肉比率を基準にして1日1人あたりの量を算出し、その消費量をまるで驚異でもあるかのように声高く提示する（Nietschmann 1982; Johannes and Macfarlane 1991; Marsh et. al 1997）。

しかしながら、筆者の調査期間中の食膳にのぼるジュゴンの食事回数比率は1975年の場合30.5%（5週間平均）、1999年では23.2%（4週間平均）である。この頻度も、一度調理すれば、2度ないし3度、つまり夕食・朝食、ときにはさらに昼食と連続して食膳にのぼる結果である。要は三日に1度か、四日に1度の割合であり、われわれの肉食の頻度と比べてみても、さほど大きなものではない。それに、これはある特定の家族、しかも両時期とも村の中では最良のハンターを抱える家族の事例である。捕獲されればジュゴンの肉が村内のハンター以外の家族にも分配されるとしても、他の家族では、これよりも頻度が少ないことはいうまでもない。そして、この数値は筆者の滞在したマビアグ島では、7～9月と通常ジュゴン猟の最盛期にあたる期間の数値なのである。それに、そうした有能なハンターは1975年には4人、1999年には5人にすぎず、けっして、すべての青壮年男性がハンターであるわけではないのである。

ところが、ジュゴンは主流社会をふくむ第一世界が付け加えた文化的意味の「稀少動物」であるがゆえに、その数値の持つ意味の主流社会に対するインパクトはその数値以上の影響力を持つ。そのため、直接現場に立ったことのない「自然保護」という感情的な響きに関心のないマスメディアや保護団体の関係者や主流社会の市民は国際社会での責任感なのか、それとも倫理感からなのか、トレス海峡諸島民を「無知の虐殺者（slaughters of innocents）」とってキャンペーンをはるのである。政府は先住民の人権問題を口にするが、一般市民のあいだにジュゴンのような生物種の狩猟について大きな反対があるにもかかわらず、一般市民への教育キャンペーンは行われていないのである。

このように政府の向こう側には、ジュゴンをとりまく研究者や自然保護団体や一般市民の声が渦巻いている。彼（女）らは「伝統的」という言葉のもとに、先住民のジュゴン猟を不承不承認めているにすぎない。先住民にすれば、目下の状況を維持できるのであれば一向に構わないのかも知れないが、「伝統的」という言葉には1つの大きな陥穽があるように思われる。項を変えて考えてみよう。

4.4 ジュゴン猟と伝統

ジュゴン猟は、技術的にも文化的にも伝統的というならば、19世紀以前にジュゴンが策餌のために接近してくる島近海の藻場にモリウチ台（*natu*）を設置して狩猟を

行っていたころの状況を想定しなければならない (Haddon 1890, 1904)。木製のダブル・アウトリガー・カヌーで沖合のサンゴ礁に出かけ、狩猟することもあったであろう。その時代から比べると、狩猟手段や狩猟目的、それに技術の継承といった点でも変容している。

すなわち、植民地産業としての真珠貝漁業が行われていた時代、すでに航海手段としてカヌーに代わり真珠貝採取用のラガー・ボートが使われ、銚先は木製や骨製から三角形のヤスリを削った鉄製に変わっていた。そうした変化はすでに19世紀末には現実のものとなっていた (Haddon 1904)。しかも、その時代から1960年代まではジュゴンに対する捕獲規制もなく、商業的狩猟が横行していた。1つには、1870年代以降の植民地産業である真珠貝漁業者たちがジュゴンを捕獲し、塩蔵や薫製にされた肉がオーストラリア東海岸の植民地で売られていたし (Johannes and MacFarlane 1991)、ジュゴンの牙もシドニーで取引されていた (Gill 1876)。もう1つには、元々島人やパプア南西岸の人々によって抽出されていたらしいが、肺疾患 (とくに肺結核) の臭みのない滋養強壮剤としての名を獲得してからジュゴン油の抽出が産業化された。19世紀末にはすでにイギリス人が行っており、第二次世界大戦直前にも、州政府の原住民省 (Department of Aboriginal and Islander Affairs) によって購入されていた。このようにして利用されていたジュゴンの頭数は単年度で70~80頭にのぼるという (Johannes and MacFarlane 1991)。一方、牛肉や羊肉の手に入らなかった中心地の木曜島では、ジュゴンの生肉も販売されていた。要するに、海峡諸島では、1960年代に売買が公式に禁止されるようになるまでは、ジュゴン肉とジュゴンの副産物の売買が長く行われていたのである。パプア側でも、売買の歴史は長く、とくに他の肉類の供給が乏しい中心地ダルーでは、人口増加にともなって需要が増大し、公式には1976年に禁止されるようになったが、トレス海峡諸島民に比べると現金収入の方途の少ない住民のあいだでは、1980年代の中頃まで売買が持続されていたらしい (Hudson 1981)。

その後の大きな変化と言えば、船外機を備えたディンギーの導入である。船外機そのものは1950年代から政府関係や真珠養殖業者のあいだで登場しているが、島人自身が入手するようになったのは政府関係や真珠養殖業者からの払い下げという形ではじまり、1970年代後半から1980年代にかけてイセエビ漁が行われるようになってからである。イセエビ漁の拡大は政府からの経済的自立への奨励もあって、ローン制度によるディンギーと船外機の購入を容易にさせ、海峡内に一気に普及することとなった。ディンギーはそうした商業的漁業だけでなく、自給用の狩猟や漁撈、海上交通にも利用され、ジュゴン猟やウミガメ猟においても、狩猟場の拡大や時間の短縮にも役立ったのである。

これが持続しうる海洋資源利用にとって、海洋生物学者や自然保護団体や一般市民のもっとも問題視している点なのである。しかし、これについては2つのことに触れ

ておかなければならない。1つは、はたしてそうした動力船の導入は外部者が想像するほどに、捕獲頭数の増大に直結しているかどうかという点である。狩猟場への往還の時間が短縮され、たしかに狩猟場の選択と捕獲の可能性を増大させたことはまちがいない。ところが、狩猟場への接近を終えると、実際の狩猟は鉛一本と生身の人体のみが頼りの世界である（松本1997）。猟場間の移動はスムーズに行われるが、船外機やディンギーはそのあと何の役にも立たない。聴覚の発達するジュゴンには、合金製の船体が波による衝撃音を高くし、かえってジュゴンへの接近の障害になるほどである。それゆえ、ハンターたちは木製の合板製の小舟を猟場まで曳航し、それに乗り移って、しかも推進力には腰布を帆として利用しているのである。猟場ではまったくハンターの個人的な伝統的技法の世界しかない。しかも、船外機付きのディンギーの導入はその多額な購入費・修理費および燃料費の負担を覚悟しなければならないのである。したがって、狩猟手段の改良が必ずしも直接的に捕獲効率の増大につながっているとは言えないのである。

2つ目は「伝統的」という法律上の用語である。法律上の解釈はその狩猟手段ではなく、狩猟目的に重点を置いており、前記したように自然保護団体や市民と見解を異にする。今日の狩猟はたしかにその狩猟手段に比べればその目的性において「伝統」という用語にいくぶん相応しいかもしれない。今日の村におけるジュゴンの意味づけをみると、ジュゴンの肉は墓石除幕式、結婚式、誕生祝い、政府高官やキリスト教会関係者の歓迎のレセプションなどの社会活動には不可欠の食べ物である。それに、捕獲されたジュゴンの肉はハンター以外の家族へも無償で分配され、彼(女)らの倫理規範の一つである「気前の良さ」を証明する事項でもある。また有能なハンターであることが社会的な威信を獲得する手段であり、狩猟技術の継承もふくめ、先住民コミュニティに社会的凝集力をもたらす重要な要素といえるかもしれない。

しかしながら、そうした伝統的価値付けも、つぶさにみれば、旧態を保持しているわけではない。ジュゴン料理が諸儀礼を彩る不可欠の食べ物であるとしても、調理法はかつての石蒸し料理からバーベキューも、オープンでのグリルもメニューに加わっている。ジュゴンの肉の分配は1975年に調査をはじめたころ希望者が容器を持参してくる平等分配であったが（松本1977）、冷蔵庫の普及にともなってハンターを中心とした近親集団のみへの分配に席を譲っている。ハンターであることの社会的意味づけにしても、たしかに青年期における初めてのジュゴンの捕獲はその後ブアイ・ガルカ（鉛打ち人）とよばれる尊称を獲得し、コミュニティにおける威信の1つの重要な源泉であるが、コミュニティの中で、彼らが威信を得るほかのチャンスが増え、必ずしもジュゴン猟のハンターである必要はなくなった。主流社会との接合は村の役人やシロチョウガイ採取の有能なダイバーやキリスト教会関係の役職も、コミュニティに威信を誇示できる項目になっているのである（松本2000）。そのため、200人規模の



写真2 幼稚園の壁に描かれた文化シンボル化するジュゴンとウミガメ (撮影 松本博之)

コミュニティにおいて、正真正銘のハンターは4, 5人にすぎない。ウミガメ猟やジュゴン猟の技術の習得が組み込まれていた成人儀礼の衰退もジュゴン猟の意味づけを希薄なものにさせているのである。

また、ジュゴンを仕留める技量や知識の継承、それに狩猟集団の編成も、伝統をそのまま引き継いでいるわけではない。1970年代後半、われわれと平行して集中的なフィールドワークを行っていたB. ニーチマン氏は父系クランの親族組織を背景とした母方のオジによる訓練や姻族との狩猟集団編成をスタンダードのように述べているが (Nietschmann 1977, 1985), それは規範として受け継がれていただけであって、当時の筆者の20人への聞き取りによれば、事実上その半数以上は実父や兄、あるいは単なる年長者からの訓練であり、狩猟集団組織の1メンバーとして狩猟に出かけているあいだに見よう見まねで狩猟技術を覚えてしまったという回答が多く、狩猟集団の編成も親族関係を第一義とするものではなかった。もっとも親族関係ということであれば、数人をのぞくと、コミュニティの構成員がいずれも何らかの形で親族関係にあるのだが。キリスト教の布教による伝統的諸儀礼の廃止や教会周辺への集村化、州政府との接合による土地制度や政治制度の変容によって、かつての父系クランの組織は事実上機能的には解体しているからである。たしかに、彼ら、とくに年長者は規範として旧習の好ましさを語るが、今日ジュゴンを取りまく捕獲技術にしる、その文化的意味づけにしる、植民地化以前の状況からはかなり隔たっている。

しかしながら、上記のように筆者が鳥瞰的にこの1世紀あまりの時間を振り返り、

その変容を語り得るとしても、彼（女）らのあいだでは、世代を重ねるなかで持続的な少しずつのズレとして経験されるだけであって、大きく様変わりしているとは意識されることはないだろう。そして、とくに主流社会との相互交渉が増すにつれ、主流社会の鏡に写した自分たちの文化を客体化する結果、今日の脱植民地化の文脈では政治的意味合いが加味されて、ジュゴン猟がその総体としてコミュニティの凝集力となり、ひいてはジュゴンおよびジュゴン猟が「トレス海峡諸島民」の文化的シンボルとして、つまり「伝統 (Ailan Kastom)」としての意味合いを強めているのである。したがって、政府が保護団体や一般市民を説得する「伝統的目的」も、先住民の口にする「伝統」あるいは「俺たちのやり方 (ngalmun pauwa)」も、きわめて今日的な政治経済的文脈の中で意味合いを持つものなのである。

5 ジュゴンの管理と国民国家—結びにかえて

オーストラリアにおいても、これまで所々でほのめかしてきたが、国民国家政府は1980年代の末から、世界の自然保護政策の過程で試みられてきたいくつかの施策を行っている。トレス海峡条約締結後、1984年にオーストラリア連邦政府のトレス海峡漁業法の施行によって、オーストラリア・パプア＝ニューギニア両国間政府と当該関係者による保護地帯合同庁が成立し、ジュゴン猟をはじめ、海域のほぼ全体にわたる資源利用に責任を負っている。一方オーストラリア側では、科学者とも相談の上、オーストラリア漁業管理庁が先住民との共同管理の長期的展望に立ちながら保護地帯内の小学校の教育プログラムを実施してきた。とくに、それは将来のハンターである子供たちにジュゴンと3種類のウミガメ（アオウミガメ、ベッコウガメ、ヒラタガメ）の生物学とライフサイクルを教育し、浪費したり、不必要に死に至らしめたりしないように、これらの生物に最大限配慮するような自覚をうながし、肉やほかの製品の売買を禁止する理由を説明するものであった。第2には、先にも述べたように各コミュニティの捕獲データを小学生の報告を通して収集することであった。教材はキット化され、数十枚のスライドフィルムと『DUGONGS』と『HUNT FOR DUGONG』というタイトルのそれぞれ30ページ足らず小冊子からなっていた。また1988年には、ジュゴン研究の第1人者 H. マーシュ氏の編集した『A Place for Dugong』の30分ビデオ版も教材化された。長年太平洋諸島における海洋生物資源の持続的利用に意を注いできたヨハネス氏もそのプログラムに大いに期待を寄せていたのだが (Johannes and MacFarlane 1991)、それから10年後、教材のキット・ボックスは使われた形跡もないまま職員室の片隅に忘れられたように置かれ、ビデオも小学校にはなくオーストラリア連邦漁業管理庁の木曜島事務所の棚に使われないまま放置されている状況であった。

こうした施策をはじめ、科学者や政府漁業局からの総漁獲量規制や割当制や免許制によるトップダウン方式は捕獲頭数の制限という意味では効果を発揮していない。たとえば、ヨーク岬半島東海岸のアボリジニのコミュニティでは、免許を得た人たちが先住民のあいだで意識されてきた伝統的海洋保有域を無視する形で狩猟活動を行い、コミュニティ間での紛争も招き、捕獲頭数の削減につながらなかったのである。そのため、クインズランド環境遺産省 (Queensland Department of Environment and Heritage) とグレート・バリア・リーフ海洋公園局は先住民と 10 年以上にわたり海洋公園の管理運営について話し合い、1991 年以後ジュゴン鯨問題を処理するために先住民の年長者委員会を形作った。この委員会がジュゴンの伝統的狩猟の申請を受け付け、当局と狩猟者との係争に責任をもち、狩猟者たちはこの委員会に狩猟実績の提出を義務づけ、一方環境遺産省と海洋公園局はこの委員会に適切な情報の供給を行うこととなっている。その結果、ヨーク岬半島東海岸のボーワン (Bowen) では、年長者委員会で、その地域のジュゴン数があまりにも狩猟には少ないため、捕獲を自粛する決定を下している。クインズランド政府はこの方式をほかの地域にも拡大しようと目論んだが、トレス海峡諸島民のリーダーたちは、ジュゴン鯨のような伝統的活動の管理運用に関して彼らの忠告に耳を貸さないことが不満であり、自らが管理するという立場を崩してはいない (Marsh 1995/96)。

今日のトレス海峡諸島のジュゴン鯨は国民国家の中の先住民として主流社会からの国家予算の移譲と社会保障手当と管理制度のもとで行われている。そうした財政的基盤が、主流社会との格差があるとはいえ、伝統を変容させながらも先住民コミュニティの再生産を可能にしているのである。つまり、ディングーや船外機の購入は政府のローン制度のうえに載り、ジュゴンが、現金収入を生み出さないとしてもコミュニティ内に無償で分配され、多大な出費をとまなう墓石除幕式といった複雑にコミュニティ内外の人間関係の絡むトレス海峡諸島民の文化的核心にある儀礼においても不可欠の要素であり、そうした社会活動をつうじて社会的威信や象徴資本の持続的再生産が可能となってきたからである。

先住民にすれば、彼 (女) らの社会の核にあるという意識もないままに持続してきた狩猟活動がいつしか彼 (女) らの文化の粹として目の前にあらわれ、しかも主流社会との角逐のなかで「トレス海峡諸島民」のシンボルとして表舞台に引き出されてしまったのである。海峡の政治的リーダーたちも主流社会への政治的なふくみをもたせるために意識操作的に一種のナショナリズムを鼓舞し、「Ailan Kastom」の再生産をうながしたのである (前川 2000)。

一方主流社会の政府側にすれば、1970 年代以降、国際機関の動き、つまり先住民の人権や人種の差別に対する警鐘に呼応して法律上の人権擁護や平等や土地権の政策を講じてきた。その過程において国民国家政府による社会資本の投資や社会福祉金の

流入をうながした。そこから展開する主流社会との頻繁な交流は先住民に自らの主流社会に対する格差を自覚させ、それが政治的な自覚へと展開したのである。主流社会との生活水準や労働市場やキリスト教徒としての格差が遅々として是正されなかった過程において、先住民たちは「自らの文化」という客体化を行い、流入する社会資本や社会福祉金を彼（女）らの社会の再生産に使うこととなったのである。保護隔離政策から同化政策・統合政策へとめまぐるしい政策の変換過程において、いずれ先住民の文化・社会が消滅するだろうという政府側の予想に反して、政府の施策が先住民の文化・社会の再生産に手を貸してきたという歴史のジレンマを生み出している。

それゆえ、狩猟活動そのものは先住民・資源利用・管理という彼（女）らの居住するローカルな地域社会のみで自己完結しているものではない。第一世界国民国家の中の第四世界としての先住民はまさに国民国家のなかに深くからめとられているのである。

先住民社会は主流社会の鏡に照らして、しかも主流社会への物質的依存のもとで、第3節でもみたように、半ば自律的に自らの観念体系としてのアイデンティティを再生産していく。トレス海峡諸島民が自治をもとめていることはいうまでもない。しかし、目下はその物質的基盤を欠いている。第一世界の主流社会からの財政的援助（移譲）の中で、またそれに依存しながら、かなり長期にわたって、「伝統的」とよばれる社会関係やアイデンティティにつながる社会活動をつづけてきたのである。そこで、危惧されることはそうした物質的世界の現状と自らの観念体系としてのアイデンティティや社会生活とのあいだに乖離があることである。先住民の自治への希求は大きなものであり、大事なことである。しかし、自治が達成されれば、今日持っている自らの社会の問題がすべて解決するということにはならない。言い換えれば、政府の政策は先住民の社会を真綿のように包んでいる資本主義とのあいだでバッファ効果を果たしてきた。それは先住民自身も意図したことはなかったし、一方主流社会の政府が意図したことでもなかったのである。辛辣な言い方ではあるが、そのことが先住民の足腰を弱くしているかもしれない。そこに問題のむずかしさが潜んでいる。「伝統的」という政府も先住民も口にする言葉は、隔離政策から同化・統合政策、さらには今日の多文化主義政策まで、いい意味でも悪い意味でも、保護主義的な色彩をぬぐいきれず、そこにはつねに支配-被支配、あるいは福祉植民地主義（welfare colonialism）という構図が頭をもたげている。今日、政治的意味合いを持つ「伝統的」という語りはそれを覆い隠す役割を果たしているのではなかろうか。

付 記

脱稿後、以下の情報を得たので付記しておく。

「トレス海峡保護地帯合同庁」に先住民の正式代表が席に着くようになって以後、審議機構の改善が行われ、先住民の代表者たちが海峡の漁業に関する資源利用と管理について、その審議過程や決定に関われるようになった (TSRA 2003)。

その結果、次のような4点の漁業調整項目が決定された。

- ・当面 2003 年のみ、とくに専業漁業者によるイセエビ漁船乗組員の 30% 削減。
- ・制限サイズ以下のイセエビの捕獲を防ぐために船上での剥きエビの禁止。
- ・非先住民操業船舶によるジュゴン・ウミガメ捕獲の禁止。
- ・2003 年のみ、延縄漁業の 30% 削減。

謝 辞

本研究は、平成 11・12 年度文部科学省基盤研究 (A) 2「先住民による海洋資源利用と管理」(研究代表者 国立民族学博物館岸上伸啓助教授 課題番号 11691053) の助成によって行われたフィールドワークに基づくものである。関係各位に感謝したい。

文 献

- Beckett, J.
- 1978 A Tombstone Opening, *Australian Natural History* 19 (6): 210-215.
- 1982 *Modern Music of Torres Strait: Disc with Accompanying Booklet*. Canberra: Australian Institute of Aboriginal Studies.
- 1987 *Torres Strait Islanders: Custom and Colonialism*. New York: Cambridge University Press.
- Department of Foreign Affairs.
- 1985 *Treaty between Australia and the Independent State of Papua New Guinea*. Canberra: Commonwealth of Australia.
- Ganter, R.
- 1994 *The Pearl-Shellers of Torres Strait: Resource Use, Development and Decline, 1860s-1960s*. Melbourne: Melbourne University Press.
- Haddon, A. C.
- 1890 The Ethnography of the Western Tribe of Torres Straits. *Journal of the Royal Anthropological Institute* 19: 297-440.
- 1904 *Reports of the Cambridge Anthropological Expedition to Torres Straits*, vol. 5. London: Cambridge University Press.
- 1908 *Reports of the Cambridge Anthropological Expedition to Torres Straits*, vol. 6. London: Cambridge University Press.
- 1935 *Reports of the Cambridge Anthropological Expedition to Torres Straits*, Vol. 1. London: Cambridge University Press.
- Haigh, D. J.
- 1993 Torres Strait and Customary Marine Tenure: A Legal Baseline. Northern Territory University, In Faculty of Law (ed.) *Turning the Tide: Conference on Indigenous People and Sea Rights*, pp. 131-158. Darwin: Northern Territory University.

- Harris, A. N. M. and H. B. Nona
 1996 The Catch of Dugong and Turtles in Torres Strait, Australia. *Draft for Submission to Biological Conservation*, pp. 1-19.
- Harris, A. N. H., M. Bishop, T. D. Skewes, G. J. Dews, and C. R. Pitcher
 1997 *Transfer of Traditional Fisheries Monitoring in Torres Strait to AFMA, with Training: Report on CSIRO Research 1993-1996*. Cleveland: CSIRO Division of Marine Research.
- Hudson, B. E. T.
 1981 The Dugong Conservation, Management, and Public Education Programme in Papua New Guinea: Working with People to Conserve Their Dugong Resources. In H. Marsh (ed.) *The Dugong: Proceedings of a Seminar/Workshop at James Cook University*, pp. 123-142. Townsville: James Cook University.
- Gill, W. W.
 1876 *Life in the Southern Isles*. London: Religious Tract Society.
- Jennings, J. N.
 1972 Some Attributes to Torres Strait. In D. Walker (ed.) *Bridge and Barrier*, pp. 29-38. Canberra: Australian National University.
- Johannes, R. E.
 1978 Traditional Marine Conservation Methods in Oceania and Their Demise. *Annual Review of Ecology and Systematics* 9: 349-364.
 1981 *Words of the Lagoon: Fishing and Marine Lore in the Palau District of Micronesia*. Berkeley: University of California Press.
 1988 Research on Traditional Tropical Fisheries: Some Implications for Torres Strait and Australian Aboriginal Fisheries. In F. Gray and L. Zann (eds.) *Traditional Knowledge of the Marine Environment in Northern Australia (Workshop Series No. 8)*, pp. 30-41. Townsville: Great Barrier Reef Marine Park Authority.
- Johannes, R. E. and J. W. MacFarlane
 1991 *Traditional Fishing in the Torres Strait Islands*. Hobart: CSIRO Division of Fisheries.
- 岸上伸啓
 1998 『極北の民 カナダ・イヌイット』東京：弘文堂。
- 北大路弘信
 1983 「トレス海峡におけるトーテミズム——サイバイとマリーの比較分析」大島襄二編『トレス海峡の人々——その地理学的・民族学的研究』pp. 325-342, 東京：古今書院。
- Laade, W.
 1977 Traditional Songs of the Western Torres Straits, South Pacific. NYC. *Text of Folkways Records Album No. FE4025*.
- Lawrence, D. R.
 1989 The Material Culture of Customary Exchange in the Torres Strait and Fly Estuary Region. PhD thesis, Townsville: James Cook University.
 1993 Customary Exchange across Torres Strait. *Memoirs of the Queensland Museum* 34 (2): 241-446.
- Lawrence, D. R. and Cansfield-Smith (eds.)
 1992 *Sustainable Development for Traditional Inhabitants of the Torres Strait Region: Proceedings of the Torres Strait Baseline Conference*. Townsville: Great Barrier Reef Marine Park Authority.
- Lui, G. Jnr.

- 1993 Background to Torres Strait regional Government. In P. Jull, M. Mulrennan, M. Sullivan, G. Crough and D. Lea (eds.) *Surviving Columbus : Indigenous People, Political Reform and Environmental Management in North Australia*, pp. 71-72. Darwin: NARU (Australian National University).
- 前川啓治
2000 『開発の人類学——文化接合から翻訳的適応へ』 東京：新曜社。
- Marsh, H.
1995/96 Strait Talk and the Hunt for Dugong. *ECOS* 86: 12-17.
1996 Progress towards the Sustainable Use of Dugongs by Indigenous Peoples in Queensland. In M. Bomford and J. Caugbley (eds.) *Sustainable Use of Wildlife by Aboriginal Peoples and Torres Strait Islanders*, pp. 139-151. Canberra: Australian Government Publishing Service.
1998 *The Dugong in Torres Strait, PNG Gas Project: Supporting Study 2*. Brisbane: South Pacific Pipeline Company Pty Ltd.
1999 *Torres Strait Dugong 1998, Fisheries Assessment Report, edited by the Torres Strait Fisheries Assessment Group*. Canberra: Australian Fisheries Management Authority.
- Marsh, H. (ed.)
1981 *The Dugong: Proceedings of a Seminar/Workshop held at James Cook University*. Townsville: James Cook University.
- Marsh, H., B. Hudson, G. Heinsohn and F. Kinbag
1984 *Status of the Dugong in the Torres Strait Area: Results of an Aerial Survey in the Perspective of Information on Dugong Life History and Current Catch Levels*. Canberra: Australian National Parks & Wildlife Service.
- Marsh, H., A. N. M. Harris and I. R. Lawler
1997 The Sustainability of the Indigenous Dugong Fishery in Torres Strait, Australia/Papua New Guinea. *Conservation Biology* 11 (6): 1375-1386.
- Marsh, H. and W. K. Saalfeld
1992 The Status of the Dugong in Torres Strait. In D. Lawrence and T. Cansfield-Smith (eds.) *Sustainable Development for Traditional Inhabitants of the Torres Strait Region. Proceedings of the Torres Strait Baseline Study Conference*. Townsville: Great Barrier Reef Marine Park Authority.
- 松本博之
1977 「トレス海峡の漁撈文化——マブイアグ (Mabuiag) 島を中心に」『民族学研究』41 (4): 368-389。
1981 「トレスの人と人と」国立民族学博物館監修『季刊民族学』5 (1): 88-95。
1991 「風の民族誌、あるいは風の民族詩——トレス海峡諸島民のもうひとつの自然」小山修三編『オーストラリア・アボリジニ——狩猟採集民の現在』(国立民族学博物館研究報告別冊 15) pp. 193-235, 大阪：国立民族学博物館。
1997 「潮時の風景——自然と身体」『地理学報』32: 24-59。
1999 「かぜと身体——トレス海峡諸島のひとと自然」『地理学報』34: 35-77。
2000 「トレス海峡諸島の地域社会——植民地システムと住民」熊谷圭知・西川大二郎編『第三世界を描く地誌——ローカルからグローバルへ』 pp. 109-130, 東京：古今書院。
2001 「アラフラ海の真珠貝に関する覚書——世界資本主義システムの水面下で」『地理学報』35: 1-31。

- 2002a 「トレス海峡条約と先住の人々」 小山修三・窪田幸子編『多文化国家の先住民——オーストラリア・アボリジニの現在』 pp. 35-60, 京都：世界思想社。
- 2002b 「トレス海峡諸島における先住民の海洋資源利用と管理——海の風景 (Seascape) と漁業調整規則を中心に——」 岸上伸啓編『先住民による海洋資源利用と管理：漁業権と管理をめぐる人類学的研究』 pp. 173-206, 大阪：国立民族学博物館。
- Moore, D. R.
 1979 *Islanders and Aborigines at Cape York: An Ethnographic Reconstruction based on the 1848-1850 "Rattlesnake" Journals of O. W. Brierly and Information he obtained from Barbara Thompson.* Canberra: Australian Institute of Aboriginal Studies.
- Mullins, S.
 1994 *Torres Strait: A History of Colonial Occupation and Culture Contact 1864-1897.* Brisbane: Central Queensland University.
- Mulrennan, M. and N.Hansen with the Island Coordinating Council.
 1995 *Marine Strategy for Torres Strait Policy Directions.* Darwin: The Australian National University North Australia Research Unit and the Torres Strait Island Coordinating Council.
- Nietschmann, B.
 1977 *Torres Strait Islander Hunters and Environment.* Work-in-Progress Research Report, Department Human Geography, Research School of Pacific Studies, Australian National University.
 1985 *Torres Strait Islander Sea Resource Management and Sea Rights.* In K. Ruddle and R. E. Johannes (eds.) *The Traditional Knowledge and Management of Coastal Systems in Asia and the Pacific*, pp. 125-156. Jakarta : UNESCO.
 1990 *Traditional Sea Territories, Resource and Sea Rights.* In J. Cordell (ed.) *A Sea of Small Boats*, pp. 60-93. Cambridge, Massachusetts: Cultural Survival.
- 大島襄二
 1983 「トレス海峡の文化変容とその歴史的背景」 大島襄二編『トレス海峡の人々——その地理学的・民族学的研究』 pp. 268-298, 東京：古今書院。
- 大村敬一
 2002 「『伝統的な生態学的知識』という名の神話を超えて——交差点としての民族誌の提言」 『国立民族学博物館研究報告』 27 (1) : 25-120。
- ピーターソン, N.
 2002 「近代国家の中の狩猟採集民——オーストラリアの人類学——」 小山修三・窪田幸子編『多文化国家の先住民——オーストラリア・アボリジニの現在』 pp. 261-283, 京都：世界思想社。
- Peterson, N. and B. Rigsby,
 1998 Introduction, In N. Peterson and B. Rigsby (eds.) *Customary Marine Tenure in Australia* (Oceania Monograph 48), pp. 1-21. Sydney: University of Sydney.
- Pointer, I. R. and A. N. Harris
 1991 *The Fisheries of Yorke Island.* In R. E. Johannes and J. W. MacFarlane (eds.) *Traditional Fishing in the Torres Strait Islands*, pp. 115-143. Hobart: CSIRO Division of Fisheries.
- Ponte, F., H. Marsh and R. Jackson
 1996 *Indigenous Hunting Rights: Ecological Sustainability and the Reconciliation Process in Queensland.* *Search* 25: 258-261.
- Smith, A.
 1989 *Usage of Marine Resources by Aboriginal Communities on the East Coast of Cape York Peninsula.*

Townsville: Great Barrier Reef Marine Park Authority.

高山伊太郎

1937 『世界主要地に於ける真珠介漁業』 南洋庁。

TSPZJA (Torres Strait Protected Zone Joint Authority)

2000 *Annual Report 1998-1999*. Canberra: Commonwealth of Australia.

TSRA (Torres Strait Regional Authority)

2003 Our future in fisheries. *TSRA NEWS* No. 49, 3, Thursday I.: Torres Strait Regional Authority.

Wilkin, A.

1904 Land Tenure and Inheritance at Mabuiag. In A. Haddon (ed.) *Reports of the Cambridge Anthropological Expedition to Torres Straits* Vol. 5, pp. 284-292. London: Cambridge University Press.

Yamashita, S.

1986 The Torres Strait Pearling Industry. In A. K. Haines, G. C. William and D. Coates (eds.) *Torres Strait Fisheries Seminar*, pp. 118-121. Canberra: Canberra Publishing and Printing Co.

